

平成21年度

業務実績報告書

日本司法支援センター

目 次

I	はじめに	1
II	日本司法支援センターの概要	2
1	業務の内容	2
(1)	本来業務（総合法律支援法第30条第1項）	2
ア	情報提供業務（第1号）	2
イ	民事法律扶助業務（第2号）	2
ウ	国選弁護等関連業務（第3号）	2
エ	司法過疎対策業務（第4号）	2
オ	犯罪被害者支援業務（第5号）	2
(2)	受託業務（総合法律支援法第30条第2項）	2
2	法人の組織	3
	【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
3	法人の沿革	4
	【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成22年3月31日）	
4	根拠法	4
5	主務大臣	4
6	資本金	4
7	役員の状況	4
8	職員の状況	4
III	中期目標・中期計画・年度計画	5
1	日本司法支援センターの中期目標・中期計画	5
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	5
(2)	業務運営の効率化に関する事項	5
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	6
2	平成21年度日本司法支援センター年度計画	6
(1)	総合法律支援の充実のための措置に関する事項	6
(2)	業務運営の効率化に関する事項	7
(3)	提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	7

(4) 委託援助業務	8
IV 平成21年度の事業概要	9
1 総括	9
(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	9
(2) 地方協議会の開催	9
(3) 常勤弁護士確保	9
【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成22年3月31日現在）	
【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況	
(4) コンプライアンス体制の整備状況	10
ア 監事定期監査	10
イ 内部監査	10
ウ 情報セキュリティー監査	10
(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況	10
2 各業務	11
(1) 情報提供業務	11
ア 業務の概要	11
イ コールセンターにおける情報提供	11
ウ 地方事務所における情報提供	12
【資料5】平成21年度情報提供件数の推移	
【資料6】平成21年度における相談分野の概要 （問い合わせ上位20件）	
【資料7】平成21年度における関係機関紹介状況	
エ ホームページ等による情報提供	13
オ 関係機関との連携・協力関係強化	14
(2) 民事法律扶助業務	14
ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況	14
【資料8-1・2】平成21年度援助申込状況、援助決定件数等状況	
【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移	
イ 契約弁護士・司法書士数	15
【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数	
ウ 援助を受けた方の特徴	15
【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、 公的給付	
エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況	15
【資料12】代理援助事件の事件別内訳	
【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳	

	【資料14】 支払保証立担保実績	
	【資料15】 代理援助事件の結果別内訳	
オ	不服申立てと再審査	16
	【資料16】 不服申立てと再審査（結果別内訳）	
カ	立替金等の状況	16
	【資料17】 立替金等残高表	
	【資料18】 法律相談費	
	【資料19】 代理援助立替金実績	
	【資料20】 書類作成援助立替金実績	
キ	業務方法書の改正	16
(3)	国選弁護等関連業務	17
ア	国選弁護関連業務	17
	【資料21】 国選弁護人契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）	
	【資料22-1・2】 国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）	
	【資料23-1～4】 国選弁護報酬基準の概要	
	【資料24-1・2】 国選弁護報酬・費用算定件数（被疑者、被告人別）	
	【資料25】 国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）	
	【資料26】 国選弁護報酬等に対する不服申立件数	
イ	国選付添関連業務	21
	【資料27】 国選付添人契約弁護士数の推移	
	【資料28】 国選付添事件受理件数	
	【資料29】 国選付添報酬基準の概要	
	【資料30】 国選付添報酬・費用算定件数	
(4)	司法過疎対策	21
	【資料31】 常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況	
(5)	犯罪被害者支援業務等	22
ア	犯罪被害者支援業務	22
	【資料32】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移	
	【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容	
	【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに係る紹介先	
	【資料35】 地方事務所における問い合わせ件数の推移	
	【資料36】 地方事務所に対応した問い合わせ内容	
	【資料37】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
イ	被害者国選弁護関連業務	23
	【資料38】 被害者国選弁護報酬基準の概要	
	【資料39】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況	

(6)	受託業務	24
	ア 概要	24
	イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務	24
	ウ 日本弁護士連合会委託援助業務	24
	【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧	
V	平成21年度における業務実績	26
1	総合法律支援の充実	26
(1)	総括	26
	ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行	26
	【資料41】認知度調査結果概要	
	イ 地方協議会の開催	28
	【資料42】平成21年度地方協議会開催一覧	
	ウ 常勤弁護士の確保	29
	【資料43】平成21年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
	【資料44】平成21年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
(2)	情報提供・関係機関連携強化	31
	ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築	31
	【資料45】連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等 (地方事務所別)	
	イ 連携指数の上昇	31
(3)	民事法律扶助	33
	ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保	33
	イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画	34
(4)	国選弁護人確保	34
	ア 弁護士に対する説明会の実施	34
	イ 常勤弁護士の採用・常駐	35
(5)	司法過疎対策	35
	ア 地域事務所の設置等	35
	イ 常勤弁護士の巡回	36
(6)	犯罪被害者支援	37
	ア 連携・協力関係の構築等	37
	イ 弁護士に対する説明会の実施	38
2	業務運営の効率化	38
(1)	情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	39
	ア コールセンターにおける効率的な情報提供	39
	イ 関係機関・団体データベースの活用等	39

(2)	民事法律扶助・国選弁護士確保	40
ア	常勤弁護士採用のための基盤整備	40
イ	常勤弁護士確保に向けた説明会の実施	40
ウ	常勤弁護士の活動のための環境整備	40
エ	常勤弁護士に対する実務研修の実施	41
	【資料46】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況	
オ	国選弁護士契約における一括契約に関する取組	42
(3)	司法過疎対策	43
3	提供するサービスその他の業務の質の向上	43
(1)	情報提供	43
ア	F A Qの充実等	43
	【資料47】裁判員制度についての問い合わせ件数	
	【資料48】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）	
	【資料49】平成21年度コールセンターにおける受電内容の推移	
イ	即日中の情報提供	45
	【資料50】資格・経験別窓口対応専門職員数	
(2)	民事法律扶助	45
ア	援助審査の合理化	45
イ	犯罪被害者に対する充実した援助の提供	46
ウ	契約弁護士・司法書士に対する研修の実施	46
エ	補正予算の措置	47
(3)	国選弁護士確保	48
ア	関係機関との定期的な協議	48
イ	指名通知に関する目標時間の設定等	48
ウ	国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施	49
エ	不祥事案の再発防止	49
(4)	犯罪被害者支援	50
ア	地方事務所の職員の配置	50
イ	窓口対応専門職員等に対する研修の実施	50
ウ	犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取	52
エ	犯罪被害者支援精通弁護士の確保等	53
オ	民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等	54
カ	国選被害者参加弁護士契約弁護士に対する研修の実施	55
(5)	司法過疎対策	55
(6)	関係機関連携強化	56
4	委託援助業務	56
(1)	日本弁護士連合会委託援助業務	56

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務	57
5 予算、収支計画及び資金計画	57
6 短期借入金の限度額	58
7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	58
8 剰余金の使途	58
9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項	58
(1) 施設・設備に関する計画	58
(2) 人事に関する計画	59
ア 常勤弁護士確保状況等	59
イ 職員の確保状況等	59

以上

I はじめに

平成21年度は、日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）の第1期中期目標の期間（平成18年4月10日から同22年3月31日まで）における4年目（最終）の年度である。

支援センターは、平成18年10月2日の業務開始以降、同19年10月には日本弁護士連合会委託援助業務の開始、同年11月には国選付添人に関する業務の開始、同20年12月には国選被害者参加弁護士に関する業務の開始など、その業務範囲を拡大してきたが、平成21年度においては、5月21日からの被疑者国選弁護制度の対象事件範囲の大幅な拡大、裁判員制度の施行などに確実に対応できるよう取り組んだ。

また、平成21年度は、昨今の経済状況を反映して、金銭の借り入れや労働に関する問い合わせが大幅に増加するなど、情報提供業務におけるコールセンターの問い合わせ件数が401,841件（前年度比113,944件増）に急増したり、また、民事法律扶助業務における法律相談援助の実施件数が237,306件（前年度比57,760件増）、代理援助開始決定件数が101,222件（前年度比20,780件増）にそれぞれ増加するなど、支援センターが提供する法律サービスの利用者が大幅に増加した。

他方、前年度からの課題の一つであった認知度の向上については、本部・地方連動型広報の実施など戦略的な広報活動を実施した結果、平成22年2月の調査では、認知度が37.3%と前年度（同24.3%）と比べ大幅に上昇し、現に法的トラブルを抱えるなどして法的サービスの提供を求めている利用者層に対しては相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたのではないかと考えられる。

以上のように、平成21年度は、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務の増大に対し、契約弁護士数を増加させるなどして対応してきたところであり、今後も確実な業務の遂行のため、引き続き体制の整備に努めていく必要がある。

本報告書は、以上のような状況を踏まえ、支援センターの平成21年度における業務実績とその成果を報告するものである。

II 日本司法支援センターの概要

1 業務の内容

総合法律支援法に基づき、主に次のような業務を行う。

(1) 本来業務（総合法律支援法第30条第1項）

ア 情報提供業務（第1号）

利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等（弁護士会、司法書士会、地方公共団体等の相談窓口等）に関する情報を無料で提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（第2号）

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い（法律相談援助）、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用等の立替え等を行う（代理援助、書類作成援助）業務。

ウ 国選弁護等関連業務（第3号）

(ア) 国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

(イ) 国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

エ 司法過疎対策業務（第4号）

身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士が常駐する「地域事務所」を設置し、法律サービス全般の提供等を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（第5号）

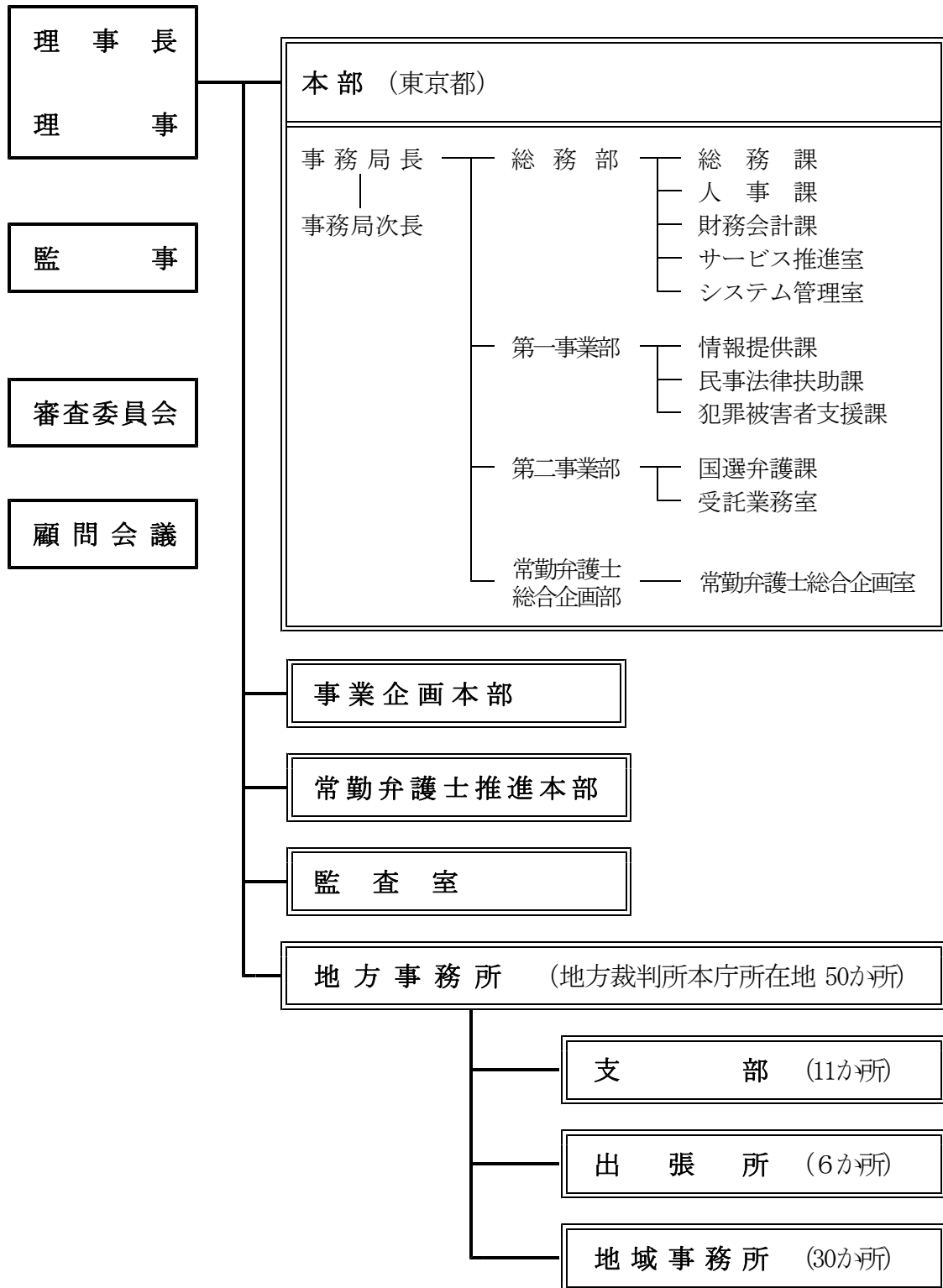
犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携しての適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士を紹介する業務。

(2) 受託業務（総合法律支援法第30条第2項）

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

2 法人の組織

本部及び地方事務所等の組織図は、下図のとおりである（平成21年3月31日現在）。



なお、全国の事務所所在地は、【資料1】のとおりである。

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

3 法人の沿革

平成18年4月10日 支援センター設立

同年10月2日 支援センター業務開始

なお、支援センターの平成22年3月31日までの沿革については、【資料2】のとおりである。

【資料2】日本司法支援センターのあゆみ（～平成22年3月31日）

4 根拠法

綜合法律支援法（平成16年6月2日公布、法律第74号）

5 主務大臣

法務大臣

6 資本金

3億5,100万円（政府全額出資）

7 役員の状況

理事長 寺井一弘（平成20年4月10日就任）

理事 岩瀬徹（〃 再任）

同 草野満代（平成21年4月2日就任）

同 加毛修（平成20年4月10日就任）

同 西川元啓（〃 再任）

監事 馬場義宣（〃 再任）

同 羽田悦朗（〃 再任）

（注）平成22年4月10日現在の役員は、次のとおりである。

理事長 寺井一弘（平成22年4月10日再任）

理事 大川真郎（〃 就任）

同 草野満代（〃 再任）

同 菅野富邇子（〃 就任）

同 廣瀬健二（〃 就任）

監事 藤原藤一（〃 就任）

同 羽田悦朗（〃 再任）

8 職員の状況

平成22年3月31日現在、常勤職員数は776名（常勤弁護士を含む。）である。

Ⅲ 中期目標・中期計画・年度計画

1 日本司法支援センターの中期目標・中期計画

支援センターは、平成18年4月、法務大臣から指示された平成22年3月31日までの間に支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を受け、中期計画を作成し、認可された。

その後、平成21年度補正予算（第2号）で運営費交付金が追加措置されたことに伴い、法務大臣に対して、中期計画の変更について認可申請を行い、平成22年2月26日付けで認可された。

中期計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 全国の地方事務所単位で各事業年度に1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。
- 地方事務所単位で、平均68以上の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。
- 民事法律扶助のニーズを把握するための、利用者等に対するアンケート調査を実施すること。
- 国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐又は巡回させること。
- 日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、実質的な「弁護士ゼロワン地域」において司法過疎対策を図ること。
- 地方事務所単位で、平均12機関以上の犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築した上、連携の度合い（連携指数）を上昇させること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、効率的かつ円滑に業務を遂行すること。
- 情報提供業務を一元的に行うコールセンターを設置すること。
- 民事法律扶助・国選弁護の事件処理に対応する所要の常勤弁護士を確保すること。
- 司法過疎対策につき、支援センターの補完性と業務の効率性の観点をも踏まえること。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 情報データベース及びFAQ (Frequently Asked Question (よくある質問と答)) データベースの情報量を平成18年度から同21年度までの間に20%以上増大すること。
- 情報提供業務に関し、利用者のアンケート調査を行い、満足度5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得ること。
- 民事法律扶助において、援助審査の方法を合理化することなどにより援助申込みから代理人選任までの期間を短縮すること。また、各事業年度に1回以上、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。追加的に措置された交付金については、民事法律扶助に充てること。
- 国選弁護人確保について、各地方事務所単位で、関係機関との間で、各事業年度に1回以上の定期的な協議の場を設定すること。また、各事業年度に1回以上、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置すること。また、職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。
- 犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で各事業年度に1回以上設けること。
- 地方事務所単位で、連携関係にあるすべての関係機関と平成19年度以降各事業年度に1回以上(裁判所・検察庁・弁護士会との間では2回以上)、協議を行うこと。

2 平成21年度日本司法支援センター年度計画

支援センターは、中期計画に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)を定め、平成21年4月1日、法務大臣に届け出た。年度計画の概要は以下のとおりである。

(1) 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

- 地方事務所単位で、1回以上、地方協議会を開催し、関係機関・団体及び利用者の意見を聴取すること。
- 支援センターの体制整備のため、契約弁護士・司法書士の幅広い確保に加えて、常勤弁護士の確保に努めること。常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の者等から、常勤弁護士を採用すること。
- 地方事務所単位で平均68以上の相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、連携指数の上昇に努めること。
- 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、

常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行うこと。

- 民事法律扶助のニーズに関し、利用者に対して実施したアンケート等の調査を取りまとめ、事業計画に反映するための検討を開始すること。
- 契約弁護士獲得のため、弁護士に対する説明会を実施し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域について、常勤弁護士を常駐させること。
- 実質的な「弁護士ゼロワン地域」等に、人口・事件数等を考慮し、地域事務所を設置し、常勤弁護士を常駐させること。
- 地方事務所において、犯罪被害者支援関係の機関・団体と連携・協力関係を構築・強化を図ること。契約弁護士確保のため、弁護士に対する説明会を実施すること。

(2) 業務運営の効率化に関する事項

- 東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行うこと。
- 常勤弁護士確保のために、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明会を実施し、常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を2回以上実施すること。
- 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、一括契約に基づく事件処理の実務運用について、関係機関との間で協議を行うこと。

(3) 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- コールセンターに寄せられる問い合わせを日常的に分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答（FAQ）を作成すること。新聞記事等を日々分析し、問い合わせが増えそうな質問を想定し、それに対する答（FAQ）を作成すること。
- コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めること。
- 法律相談援助の相談枠を増加させること及び援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成20年度と比較して短縮すること。
- 弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施すること。
- 国選弁護人確保について、地方事務所単位で、関係機関との定期的な協議の場を1回以上設定すること。
- 地方事務所単位で、国選弁護人契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。
- 地方事務所に犯罪被害者支援に精通している職員を配置し、職員に対し、

犯罪被害者支援に関する研修を実施すること。

- 犯罪被害者等の意見を聴取する機会を地方事務所単位で1回以上設けること。
- 地方事務所ごとに、国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修を1回以上実施すること。

(4) 委託援助業務

- 日本弁護士連合会からの委託を受け、民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされない方を対象に、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行うこと。
- 財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供すること。

IV 平成21年度の事業概要

1 総括

(1) 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

設立4年目である平成21年度も、前年度に引き続き、業務内容等に関する国民の認知度を高めることが大きな課題の一つであったが、そのための広報活動を戦略的に実施した。

また、支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情等取扱規程」に基づき、利用者から寄せられた様々なお意見・ご要望等を集約して組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした研修を実施するなどした。

(2) 地方協議会の開催

支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所等において、地方協議会を開催した。

(3) 常勤弁護士の確保

常勤弁護士とは、支援センターとの間で、総合法律支援法第30条に規定する支援センターの業務に関し、他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、支援センターに常時勤務する契約（勤務契約）をしている弁護士であり（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）第1条）、平成21年度に合計49名の常勤弁護士を採用した。

平成22年3月31日現在で、常勤弁護士は合計200名となり、【資料3】のとおり、合計78か所の事務所（全国48か所の地方事務所・支部、30か所の地域事務所）に配置した。

【資料3】常勤弁護士配置先一覧（平成22年3月31日現在）

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手であり、有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報等に関する積極的な広報・説明が必要であることから、【資料4】のとおり、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、平成21年度に、合計29回余りにわたり、延べ3,100名以上の司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として説明会を実施した。

【資料4】常勤弁護士就職説明会等実施状況

さらに、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。

(4) コンプライアンス体制の整備状況

支援センターは、これまでに監事監査規程（平成18年規程第11号）、内部監査規程（平成18年規程第12号）、役職員倫理規程（平成18年規程第23号）等を策定するとともに、毎年度、本部、地方事務所及び支部に対する監事監査規程に基づく監事定期監査及び内部監査規程に基づく内部監査を実施するなどし、コンプライアンス体制の整備に努めている。

また、平成22年1月に情報セキュリティ対策基準を策定し、同基準において情報セキュリティ監査を行うことを規定した。

これに基づいて、平成21年度においては、以下の各事務所に対する監査を実施した。

ア 監事定期監査

本部、埼玉地方事務所、茨城地方事務所、福岡地方事務所、宮城地方事務所

イ 内部監査

本部、東京地方事務所多摩支部、同池袋出張所 同渋谷出張所、静岡地方事務所浜松支部、同沼津支部、山梨地方事務所、新潟地方事務所、奈良地方事務所、同南和地域事務所、愛知地方事務所、同三河支部、岐阜地方事務所、同可児地域事務所、福井地方事務所、石川地方事務所、富山地方事務所、同魚津地域事務所、岡山地方事務所、島根地方事務所、同浜田地域事務所、大分地方事務所、熊本地方事務所、岩手地方事務所、青森地方事務所、旭川地方事務所、釧路地方事務所、高知地方事務所、同安芸地域事務所

ウ 情報セキュリティ監査

東京地方事務所、愛知地方事務所、滋賀地方事務所

支援センターでは、これら監査の結果を理事長に報告し、また、内部監査の結果については監事にも報告するとともに、地方事務所等に改善事項を指摘し、業務方法の改善を図った。

さらに、国選契約弁護士に支払う報酬及び費用の算定に関する内部監査を実施し、平成22年度にも実施する予定である。

(5) 自己収入（寄附金等）の受入状況

平成21年度における寄附金収入は約1億5,000万円であった。

平成21年度における取組としては、前年度に引き続き、広報誌やホームページに寄附金募集の案内を掲載するなどしたほか、前年度から検討・準備を行っていた新たな寄附金の受入制度を開始し、寄附金等の自己収入の受入れを図った。

新たな寄附金の受入制度としては、罪を犯して保護観察中の方や仮釈放を許された方の改善・更生に資するための寄附の受入制度である「更生寄附」

を、平成21年11月から開始し、広報誌等に案内を掲載したほか、法務省を通じて全国の保護観察所、保護司等への周知を行った。また、個人・法人を問わず広く一般の方から寄附を集めるための仕組みとして、「法テラス・サポーターズクラブ」を同年12月に創設し、入会の申込み、寄附の受入れを開始した。なお、同サポーターズクラブの申込みに当たっては、ホームページからも行えるようにするなどの工夫を図った。

他方、地方公共団体からの補助金については、支援センターの地方事務所を通じて、再度、複数の地方公共団体に対し、総合法律支援法第9条の趣旨を説明するなどして理解と協力が得られるよう努めたが、160万円余りにとどまった。

2 各業務

(1) 情報提供業務

ア 業務の概要

情報提供業務は、①裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資するもの（法制度情報）及び、②弁護士、司法書士等隣接法律専門職者等の業務等に関するもの（関係機関・団体情報）を内容とする情報を提供するものであり、電話、面談に加え、メールやホームページなどの方法によっている。

イ コールセンターにおける情報提供

法的トラブルを抱えてお困りの方の利便性にかんがみ、コールセンターを設置して、電話とメールによる情報提供を集中的・効率的に行っている。

コールセンターには、全国統一で覚えやすい電話番号「0570-078374（おなやみなし）」を設け、全国からの問い合わせに対応している。問い合わせに対応するオペレーターは、FAQと関係機関・団体データベースにより、法的トラブル解決に役立つ法制度や最適な相談窓口情報を提供する。支援センターのコールセンターは、法的トラブルに関する多様な問い合わせを受け止め、かつ紛争解決に資する法制度情報や適切な相談窓口等を紹介するものであり、その性質上、それらに対応するオペレーターには、高い業務スキルが求められる。そこで、専門オペレーターとして、主に消費生活相談資格者や裁判所OB、法科大学院生等の法的知識や相談経験を有する者を配置している。

情報提供サービス料は無料である。電話代は利用者の負担となるが、ナビダイヤルのシステムを使い、家庭等の固定電話からであれば、全国どこからでも、市内電話料金程度（3分間8.5円（税別））の通話料で利用していただけるようにして、全国あまねく均質なサービスを提供できる設計としている。

また、仕事をお持ちの方にも利用していただけるように、平日は9時から21時まで、土曜日にも9時から17時まで受け付けている。

さらに、平成19年7月からは、複雑困難な法律問題にも対応することができるように、日本弁護士連合会の協力により、コールセンター内に常駐している弁護士による情報提供（TA制度）も行っている。また、平成19年10月からは、法制度紹介の一環として、裁判員制度（平成21年5月21日施行）に関する問い合わせ対応を、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の全面的な協力のもとに実施している。

平成21年度のコールセンターにおける情報提供の件数は、電話とメールを併せて、合計401,841件、月平均約33,000件で、対前年度比約140%と増加し、特に平成21年の6月、7月及び平成22年2月と月別合計件数が過去最高を更新した。

お問い合わせ内容は、金銭の借り入れ（20.0%）が最も多く、次いで男女・夫婦（16.2%）、相続・遺言（6.9%）、民事法律扶助（5.8%）、借地・借家（3.7%）各種裁判手続（3.0%）、の順となっている。また、労働問題についてのお問い合わせは合計すると、7.0%と高い割合となっている。

紹介先としては、経済的に困りの方が無料の法律相談や法的支援をご希望される場合が多いため、支援センター地方事務所の民事法律扶助部門を紹介する割合が高く（28.3%）なっている。支援センターに寄せられるお問い合わせは、経済的、社会的に弱い立場にある方からのものが多いことから、司法の利用を経済面から支える民事法律扶助をサービスメニューに持つことは、支援センターの最大の強みであり、利用者の利便性向上にもつながっている。

一方、民事法律扶助に該当しない場合は、適切な関係機関をご案内することになるが、その際の主なご案内先としては、弁護士会（21.0%）、司法書士会（11.9%）が多く、これに次いで市役所（8.4%）、区役所（3.8%）、都道府県庁（3.7%）、都道府県労働局（総合労働相談コーナー）（1.8%）、消費生活センター（1.5%）、家庭裁判所（家事調停）（1.4%）等となっている。

ウ 地方事務所における情報提供

支援センターでは全国の地方事務所においても、面談と電話により情報提供を行っている。電話による情報提供は、広報等によりできる限りコールセンターで対応することとしているが、各地方の関係機関・団体の相談窓口の詳細な実情等を考慮しなければ案内できないようなお問い合わせ、口頭のみのご案内よりも資料等をお示ししてのご案内の方が望ましいお問い合わせ等については、コールセンターにおいて利用者のお近くの地方事

務所等をご案内し、情報提供をさせていただくことがある。また、地域の関係者等からのご紹介により、地方事務所等に直接来訪されたり、電話をされる方も多い。

地方事務所における情報提供の件数は、全国合計で247,172件で、対前年度比約130%と増加した。お問い合わせ内容としては、金銭の借入れ（28.8%）、男女・夫婦（18.4%）、相続・遺言（5.8%）、民事法律扶助（5.2%）となっている。労働に関するお問い合わせは合計すると、5.7%となっている。このように、お問い合わせ件数も相当数あり、内容も多岐にわたっていることから、地方事務所の窓口で対応する職員にも、高い業務スキルが求められるため、主に消費生活相談資格者等を窓口対応専門職員として充てている。

全国あまねく質の高い情報提供を実施するためには、地方事務所における窓口対応専門職員の業務スキルの向上も不可欠である。そこで、本部において、平成21年6月から3回に分けて、窓口対応専門職員を対象とした集合研修を実施した。本部で窓口対応専門職員の集合研修を実施するのは初めてであり、効率的かつ効果的な研修とすべく、1回あたり20名程度の少人数で参加型かつ実践的な内容のカリキュラムとした。地方事務所においても、地方の実情に応じ、様々な研修を実施している。

【資料5】平成21年度情報提供件数の推移

【資料6】平成21年度における相談分野の概要
(問い合わせ上位20件)

【資料7】平成21年度における関係機関紹介状況

エ ホームページ等による情報提供

近年のインターネットの普及にかんがみ、また、利用者が主体的に24時間利用できるという利便性もあることから、ホームページでの情報提供も行っている。また、ホームページには、分野別相談事例、コールセンター等で使用しているFAQの内、紹介の多い上位約750問及び関係機関・団体窓口情報等を公開しており、利用者はもちろん、関係機関の相談窓口担当者の方にも、自ら紛争解決に役立つ情報をいつでもご利用いただけるようにしている。

さらに、支援センターに多くのお問い合わせが寄せられている「多重債務」「離婚」「相続」「建物賃貸借」「労働」「身近なトラブル」「消費者トラブル」「成年後見」「近隣トラブル」の9つの分野の法的トラブルについて、従前からFAQを基に作成していたQ&Aリーフレットの内容を見直した更新版を作成し、関係機関のご協力を得て、利用者の方々に配布させていただくなどしている。また、お問い合わせの最近の傾向等を分析し、ホームページや新聞の連載記事に情報提供するなど、支援センター発信型

の情報提供も充実させた。

オ 関係機関との連携・協力関係強化

上記のとおり、情報提供業務の内容は、法的トラブルを解決するための法制度と相談窓口を設置している機関・団体の情報の提供である。したがって、民事法律扶助の要件に該当する方を除いて、利用者の方々は、支援センターが紹介した関係機関・団体の相談窓口において法律相談等のサービスを利用され、トラブルの解消を目指すこととなるのであり、支援センターにおいては、より多くの相談窓口設置機関・団体と緊密な連携を図り、協力関係を構築していく必要がある。

そこで、中央レベル、地方レベルの双方において、会議、協議会を開催するなどして、相談窓口設置機関・団体の理解を求め、より緊密な連携・協力関係を構築した。中央レベルにおいては、法務省と連携し、内閣官房司法制度改革推進室が主催する総合法律支援関係省庁等連絡会議の開催をお願いするなどし、地方レベルにおいては、総合法律支援法第32条第4項に規定する（地方）協議会を開催し、各地における相談窓口設置機関・団体をお招きし、その場において、連携・協力関係構築に関するご理解をいただくようお願いするなどした。このような会議等以外の場でも、本部においては平成21年9月から10月にかけて総合法律支援関係省庁を対象にコールセンター見学・説明会を開催し、各地においては支援センター職員が自治体や社会福祉協議会などに業務説明に回るなどして、業務への理解と連携関係構築に向けて地道な活動を重ねてきた。

今後も、関係機関・団体に対する周知を図るとともに、連携・協力関係をより一層徹底していくこととする。

さらに、支援センターから相談機関をご案内する場合にも、利用者の負担軽減のため、電話の転送や予約の代行まで行うことを心掛けている。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、資力に乏しい方を対象として、無料法律相談を実施する法律相談援助、民事裁判等手続の準備及び迫行のための費用等を立替払い等する代理援助及び民事裁判等手続に必要な書類の作成のための費用等を立替払い等する書類作成援助の3つの業務を主な柱としている。

ア 援助申込状況及び援助決定件数等状況

平成21年度の法律相談援助実施件数は237,306件（前年度比32.2%増）、代理援助開始決定件数は101,222件（同25.8%増）、書類作成援助開始決定件数は6,769件（同32.7%増）であり、いずれも前年度の実績と比べて増加した。また、財団法人法律扶助協会の実績を含む最近5年間の状況をみても、援助開始決定件数は一貫して増加傾向にある。

【資料8-1・2】平成21年度援助申込状況、援助決定件数等状況

【資料9】最近5年間の援助決定件数の推移

イ 契約弁護士・司法書士数

支援センターでは、上記の常勤弁護士の確保と併せて、民事法律扶助の担い手となる契約弁護士・司法書士の確保に努めた結果、平成21年度末時点における契約弁護士数（受任予定者契約）は13,401名（前年度比13.5%増）、契約司法書士数（受託予定者契約）は5,090名（前年度比9.0%増）となり、いずれも前年度より増加した。

【資料10-1・2】契約弁護士数、契約司法書士数

ウ 援助を受けた方の特徴

代理援助・書類作成援助を受けた方は、女性が51.0%、男性が49.0%と、女性の比率がやや高く、この割合は前年度と比べ男性が3.5ポイント増えた。年代別に見ると、男性は30歳代以上の各年齢区分にほぼ均一に分布しているのに対し、女性は30歳代が最も比率が高く、次いで40歳代が多い点も、前年度と同様である。

収入については、無収入の方が25.4%（前年度比3.0ポイント増）で、月額10万円未満の収入の方と合わせると41.8%（前年度比4.0ポイント増）を占める。また、生活保護を受給されている方の割合は13.9%（前年度比3.3ポイント増）であった。なお、生活保護を受給されている方であって年金を受給されている方を合わせると15.6%（前年度比3.5ポイント増）であり、いずれも前年と比べて増加傾向にあり、依然として対象者層の中でも所得の低い方の利用が多くなっている。その理由は、援助を受けた方の職業別割合では、無職の方が4割強となっていることとも整合的である。

【資料11-1～4】援助を受けた方の年齢・性別、職業、収入（月額）、公的給付

エ 代理援助事件・書類作成援助事件の状況

事件別に見ると、代理援助では、自己破産事件が最も多く、全体の47.1%と半数近くを占めるが、前年度比では若干減少している（前年度比1.3ポイント減）。次いで離婚事件が12.6%（前年度比0.2ポイント増）となっており、ポイントの上では自己破産事件が減少し、その他の事件が増加し始めた傾向がうかがえる。なお、書類作成援助では92.8%（前年度比0.2ポイント増）が自己破産事件となっている。また、保全事件の担保提供は原則として支払保証の方法によっているが、平成21年度に新規に実施したものが459件であった。

事件の結果は、勝訴・和解成立等により成功裡に終了したものが77.2%と多く、敗訴は0.7%、調停不成立は1.5%であり、その状況は前年度とほとんど変わらない。

【資料12】代理援助事件の事件別内訳

【資料13】書類作成援助事件の事件別内訳

【資料14】支払保証立担保実績

【資料15】代理援助事件の結果別内訳

オ 不服申立てと再審査

援助事件（代理援助事件又は書類作成援助事件）に関して地方事務所長がした決定に対し不服のある申込者、被援助者、受任者等は、地方事務所長に対し不服申立てをすることができる。さらに、上記不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人は、理事長に対し再審査の申立てをすることができる。

平成21年度の不服申立件数は317件（前年度比24.8%増）、再審査申立件数は118件（前年度比34.1%増）であった。不服申立件数及び再審査申立件数のいずれも、昨年度を大きく上回った。

【資料16】不服申立と再審査（結果別内訳）

カ 立替金等の状況

平成21年度の代理援助に係る立替金合計（常勤弁護士により援助が提供された場合の代理援助負担金を含む。）は147億9,918万5,499円、書類作成援助に係る立替金合計（前同）は6億4,686万2,400円、法律相談援助に係る法律相談費合計は11億6,662万5,450円であった。また、償還金は97億3,381万2,492円であり、償還免除額は9億9,509万3,155円であった。

償還金収入の確保のためには、初期滞納者に対する督促が有効であることから、自動払込手続による初期の段階の滞納者（初回滞納者、滞納月数1か月、2か月連続及び3か月連続である滞納者）に対して、コンビニエンスストアでの支払い可能な葉書による督促を行うとともに、滞納が1年以上継続している被援助者に対し、本部から集中して督促を実施した（いわゆるCランク督促）。

なお、生活保護を受給されている方について、事件進行中の立替金の償還を猶予し、かつ、事件終結後に金銭給付を得ることができなかったものについては立替金の償還を免除する旨の周知の徹底を図った。

【資料17】立替金等残高表

【資料18】法律相談費

【資料19】代理援助立替金実績

【資料20】書類作成援助立替金実績

キ 業務方法書の改正

生活保護を受給されている方の自己破産事件の予納金の立替開始に伴い、業務方法書の改正を行ったほか、立替基準についても内容の正確性を図るための語句修正を一部行った。

(3) 国選弁護等関連業務

ア 国選弁護関連業務

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長若しくは裁判官が弁護人を選任する制度である。従来は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月から、一定の重い刑罰が定められている事件、すなわち死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件について、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があったときは、被疑者のため弁護人を付さなければならないこととなった。さらに平成21年5月21日、被疑者の国選弁護の対象事件が、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件に拡大された。

支援センターは、国選弁護関連業務として、国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結、個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(ア) 弁護士との国選弁護人契約の締結

① 契約の種類

平成18年10月以降、裁判所等は、支援センターとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、支援センターに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

② 契約の方式

支援センターは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。

以下「国選弁護士契約約款」という。)によらなければならない。国選弁護士契約約款は、国選弁護士に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

③ 契約締結の手続

弁護士が支援センターとの間で一般国選弁護士契約を締結するには、弁護士が支援センターに対し直接契約を申し込む方法と、弁護士会が申込書を取りまとめて支援センターに提出する方法の2種類がある。前者については、支援センターとの間で一般国選弁護士契約を締結しようとする弁護士は、その所属する弁護士会の所在地にある支援センターの地方事務所に対し、申込書及び添付書類を提出して、契約の申込みをする。後者については、支援センターの地方事務所は、その所在地にある弁護士会からの取りまとめの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の申込書の取りまとめを依頼し、弁護士会から申込書をまとめて受領する方法により申込みを受け付ける。この場合、地方事務所は、申込書の取りまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護士として推薦する弁護士についてのみ申込書の取りまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会による取りまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書の取りまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受領し、申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めて申込みの諾否を判断する取扱いをする。そして、支援センターは、申込みを受け付けたときは、速やかに諾否を決定して申込者に通知する。

国選弁護士契約弁護士の人数は、平成21年4月1日時点で15,556名であったが、平成22年4月1日時点で17,620名となり、これは全国の弁護士数の約61%に相当する。

【資料21】国選弁護士契約弁護士数の推移（含む常勤弁護士）

(イ) 国選弁護士候補の指名通知

支援センターの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人の候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護士契約弁護士の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。支援センターは、すべての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、

被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

支援センターの地方事務所は、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知する。このうち、一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた指定の手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

平成21年度の裁判所等からの指名通知請求の合計件数は136,515件（うち被疑者国選弁護は61,857件、被告人国選弁護は74,658件）であった。1か月当たりの平均件数は11,376件（うち被疑者国選弁護は5,155件、被告人国選弁護は6,221件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数6,431件に比べて大幅に増加した。特に、被疑者国選弁護は、対前年比で8倍を超えており、これは、平成21年5月21日の被疑者国選弁護事件の対象範囲の拡大による影響であると考えられる。

【資料22-1・2】国選弁護事件受理件数（被疑者、被告人別）

(ウ) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

① 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定していたが、平成18年10月の支援センターの業務開始に伴い、支援センターが報酬・費用の金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定められる「報酬及び費用の算定基準」（以下「報酬基準」という。）に基づき算定される。報酬基準は、弁護人の労力を反映させた客観的基準、手続の類型に応じた基準設定、費用の明確化の3点を軸に策定されており、具体的な算定の指標としては、客観的な指標が用いられている。

まず、被疑者国選弁護については、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標とした上で、接見の回数が基準回数を超えた場合、遠距離の移動を要した場合、身柄釈放や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。次に、被告人国選弁護については、公判における活動が弁護活動の中心であることから、弁護人の労力を反映させた客観的基準として公判期日を指標とし、手続の類型に応じた基準設定を、刑の軽重（事件の重大性）、手続が整理手続に付されたか否か（事案の困難性）の2つの要素に基づ

いて即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件の6つの類型に区分し、各類型（裁判員裁判事件を除く。）ごとに更に整理手続の有無による区分をしている。そして、無罪や公訴事実に比べて法定刑が軽い罪の事実が認定されたとき、示談成立等の成果があったとき、遠距離の移動を要したとき、重大案件や特別案件に当たるときは、一定の加算がされる。費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費・宿泊料、出張旅費・日当・宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

報酬基準を含む国選弁護人契約約款は、その作成及び変更にあたって法務大臣の認可を受けなければならないところ、平成21年度においては、平成21年5月21日（同年4月2日認可）に変更されており、変更後の約款が施行されている。なお、同22年2月26日にも約款の変更の認可を受けているところ、同変更後の約款は同年4月1日から施行されている。

【資料23-1～4】国選弁護報酬基準の概要

② 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、支援センターの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。支援センターの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。通知を受けた弁護士は、7日以内に、支援センターに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた支援センターの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

平成21年度の報酬及び費用の算定件数は被疑者国選弁護が58,831件、被告人国選弁護が70,630件であった。被告人国選弁護について審級別に見ると、第一審は即決事件が3,917件、簡易裁判所事件が8,963件、家庭裁判所事件が37件、地方裁判所事件が50,926件であり、控訴事件が5,285件、上告事件が1,502件となっている。

報酬及び費用の算定に対する平成21年度の不服申立件数は、合計406件であり、1か月当たり34件であって、前年度における1か月当たり平均件数31件に比べて増加した。

【資料24-1・2】国選弁護報酬・費用算定件数（被疑者、被告人別）

【資料25】国選弁護報酬・費用算定件数（審級別）

【資料26】国選弁護報酬等に対する不服申立件数

イ 国選付添関連業務

支援センターは、平成19年11月から、改正少年法の施行に伴い、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。国選付添人の選任の対象となる事件類型は、一定の重大事件、すなわち故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、その他の死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件である。裁判所が検察官関与決定をしたときは、国選付添人を付さなければならず、これらの罪についての少年事件又はこれらの罪についての触法少年の事件であって、観護措置として少年が少年鑑別所に送致されており、少年に弁護士である付添人がない場合は、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされている（少年法第22条の3第1項・第2項）。

平成20年12月に改正少年法が施行され、家庭裁判所は、一定の重大事件においては、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった。傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり、国選付添人の対象事件の範囲が拡大した。

国選付添人契約弁護士の人数は、制度施行時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は各弁護士会の協力を得ながら毎月増加し、平成22年4月1日時点で5,675名となった。

国選付添人の事務に関する契約約款は、平成22年2月26日、変更の認可を受け、変更後の約款が、平成22年4月1日から適用されている。

平成21年度の国選付添事件の受理件数は合計552件であり、報酬算定件数は合計564件である。

【資料27】国選付添人契約弁護士数の推移

【資料28】国選付添事件受理件数

【資料29】国選付添報酬基準の概要

【資料30】国選付添報酬・費用算定件数

(4) 司法過疎対策

平成21年度には、新たに4か所に司法過疎対策として設置する地域事務所（以下「司法過疎地域事務所」という。）を置き、5名の常勤弁護士を赴任させた。司法過疎地域事務所の設置状況については、【資料3】の番号53から78のとおりである。

また、【資料31】のとおり、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置し

た常勤弁護士について、それぞれ、各事務所の近接地域で、かつ、司法過疎地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部管内等を常勤弁護士が巡回し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱った。

【資料31】常勤弁護士の司法過疎地域への巡回状況

(5) 犯罪被害者支援業務等

ア 犯罪被害者支援業務

支援センターが実施する犯罪被害者支援業務は、犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、次の業務を行うものである。

- ① 刑事手続の仕組みや、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報の提供
- ② 犯罪被害者支援を行っている機関・団体の案内（紹介、取次等）
- ③ 犯罪被害者支援に精通している弁護士（以下「精通弁護士」という。）の紹介

(ア) コールセンター

コールセンターには、犯罪被害者支援専用の電話番号「犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714（なくことないよ）」を設け、犯罪被害者支援の知識・経験を有する担当者が二次的被害を与えないよう、心情に配慮しながら情報提供を行っている。

平成21年度の犯罪被害者支援ダイヤルへの問い合わせ件数は、合計10,429件（業務開始以降28,945件）であり、前年度に比べ約22%増となっている。

問い合わせ内容は、生命・身体犯被害、DV被害（ドメスティック・バイオレンス）、性被害、ストーカー、いじめ・嫌がらせ（職場、子ども・学生）、セクシャル・ハラスメント、名誉毀損・プライバシー侵害・差別、児童・高齢者・障害者虐待、交通犯罪、民事介入暴力に関する問い合わせ（以下「犯罪被害・刑事手続等」という。）のほか、「その他の被害者相談、刑事手続、犯罪の成否等」を合わせると、これらが約6割（58.3%）であり、その他は、振り込め詐欺や不当請求などの消費者被害に関するものなどである。

犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせに対する主な紹介先としては、地方事務所のほか、弁護士会（30.8%）が最も多く、これに次いで警察、地方公共団体、配偶者暴力相談支援センター等となっている。

【資料32】犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数の推移

【資料33】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問い合わせ内容

【資料34】 犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事
手続等」に関する問い合わせに係る紹介先

(イ) 地方事務所

支援センターでは、全国の地方事務所において、電話による情報提供のほか、担当者との直接面談による情報提供、さらには、精通弁護士の紹介業務を行った。

「犯罪被害・刑事手続等」に関する問い合わせは、全国で15,616件であり、前年度に比べ約37%増となっている。また、精通弁護士の紹介は898件であり、前年度に比べ約29%増となっている。

【資料35】 地方事務所における問い合わせ件数の推移

【資料36】 地方事務所に対応した問い合わせ内容

【資料37】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある
弁護士の紹介状況

イ 被害者国選弁護関連業務

平成20年12月1日に、被害者参加制度及び被害者参加人のための国選弁護制度が施行された。

被害者参加制度とは、一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度であり、一定の犯罪とは、①殺人、傷害等の故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強姦、強制わいせつ等の罪、③自動車運転過失致死傷等の罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買の罪等である。

被害者参加人のための国選弁護制度とは、刑事裁判への参加を認められた犯罪被害者等（被害者参加人）が経済的に恵まれない方々である場合でも、弁護士による援助を受けられるようにするため、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度である。

これら犯罪被害者等のための制度の施行に伴い、支援センターでは、全国の地方事務所において、国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、被害者参加人の意見を聴取した上での国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の算定及び支払等の業務を行っている。なお、この一連の業務は、被害者参加人からの意見聴取を除き、国選弁護関連業務とほぼ同一である。

制度施行から1年が経過し、支援センターにおける当該制度に係る業務は円滑に行なわれており、被害者参加弁護士契約弁護士の人数は2,219名（平成22年4月1日現在）で前年度に比べ約20%増となっている。

また、平成21年度における被害者参加人からの選定請求件数は204件（前

年度29件（平成20年12月から平成21年3月末まで）であった。

なお、平成21年度における報酬及び費用の算定件数は128件、不服申立ては2件であった。

【資料38】 被害者国選弁護報酬基準の概要

【資料39】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(6) 受託業務

ア 概要

平成19年3月19日付けで業務方法書「第3章 支援法第30条第2項の業務の方法」の変更について法務大臣の認可を受け、平成19年4月1日から、財団法人中国残留孤児援護基金からの委託による「中国・サハリン残留日本人国籍取得支援業務」を、また、同年10月1日からは日本弁護士連合会からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」をそれぞれ開始した。

各業務の内容等は、以下のとおりである。

イ 中国・サハリン残留日本人国籍取得支援委託業務

(ア) 業務内容

本邦に永住帰国した中国残留邦人等は、本邦における生活の安定等のために戸籍訂正手続その他戸籍に関する手続を必要とする。具体的には国籍確認訴訟の提起や戸籍に関する審判申立等を行うことになる。従前財団法人中国残留孤児援護基金では日本財団の補助金を得て、それらの手続を円滑に行うために弁護士による法的援助を実施してきたが、このうちの身元判明者に対する援助について支援センターが受託することとなった。

(イ) 援助要件等

①利用希望者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」第2条の中国残留邦人のうち、身元が判明している者で、②弁護士による援助の必要性・相当性があり、③援助内容が弁護士による戸籍訂正の申請（戸籍法第113条）その他戸籍に関する手続の代理等であることの3要件を満たした申込みがあると、以後の手続は支援センター本部受託業務室が援助開始決定から終結決定、弁護士への報酬の支払等のすべてを行う。支援センターが支払った弁護士報酬等について、利用者には負担を求めない。

ウ 日本弁護士連合会委託援助業務

(ア) 業務内容

業務内容は、①刑事被疑者弁護援助、②少年保護事件付添援助、③犯罪被害者法律援助、④難民認定に関する法律援助、⑤外国人に対する法律援助、⑥子どもに対する法律援助、⑦精神障害者に対する法律援助、

⑧心神喪失者等医療観察法法律援助、⑨高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助の9つにわたるが、いずれも活動をした弁護士の報酬や費用等を援助するものである。

各援助業務の対象者と援助内容は、【資料40】のとおりである。

【資料40】日弁連委託援助業務の対象者及び援助内容一覧

(イ) 援助要件等

日本弁護士連合会委託援助を利用するためには、①対象者に該当すること、②一定の資力要件（資力に乏しいこと）を満たすこと、③弁護士に依頼する必要性・相当性があることの3つの要件を満たさなければならない。

弁護士が同援助制度を利用した案件を取り扱うためには、支援センターとの間で委託援助契約を締結する必要がある（総合法律支援法第30条第2項1号、第29条第8項）。同契約を締結した弁護士は、個別案件を申し込むに当たり援助希望者から事情聴取を行い、上記①から③の要件該当性を判断する。申込みの受付は、当該弁護士の所属弁護士会に対応する支援センター地方事務所本所のみが行う（申込書の提出や各種決定書の通知にFAXを多用し、業務を本所に集約することで、事務の簡素化を図った。）。

開始、終結決定は地方事務所長が行い、委託要綱で定めた報酬、費用相当額を業務ごとの活動内容に応じて支払う。被援助者の生活状況、事件の終結による金員その他の財産的利益の取得状況から、被援助者が弁護士報酬、費用相当分を支払えないとはいえない状態になり、かつ、被援助者に負担させることが不相当でない場合、弁護士報酬等は申込者の負担となる。負担の有無は受任弁護士の意見を尊重して地方事務所長が決定するが、負担金の回収は日本弁護士連合会が行うこととなっている。

V 平成21年度における業務実績

1 総合法律支援の充実

(1) 総括

ア 業務内容の国民への周知・利用者の立場に立った業務遂行

年度計画内容

支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務内容について国民への周知徹底を図る。また、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者に対する特別の配慮を含め、利用者の立場に立った業務遂行に常に心掛ける。

平成21年度においては、支援センターの存在や業務内容を国民に周知するという広報の目的を明確にした上で、さらに組織・業務の特性を生かして、以下のとおり、戦略的な広報活動を実施した。

その1は、本部・地方事務所連動型広報の実施である。

限られた広報予算を効果的に活用するため、支援センターの認知度調査において認知媒体として高い割合を占めているテレビ、新聞など複数のメディアを用いるとともに、統一的な広報素材を活用し、実施時期を連動させるなどして、広告の相乗効果を高めるよう努めた。さらに、新聞では、「今求められるセーフティネットとはー司法と福祉の連携を中心にー」と題した座談会の模様を広告として掲載するなど、時機を捉えたテーマを選択し趣向を凝らした広告を展開した。

また、支援センターの本部と地方事務所が、共通の広報素材を活用して広告展開を行うことで、支援センターの統一的なイメージを効率的かつ効果的に醸成するよう努めた。

その2は、関係機関との更なる連携強化策の展開である。

コールセンター及び地方事務所利用者の認知媒体調査では、地方自治体、裁判所、警察等といった関係機関からの紹介で支援センターを知った方が高い割合を占めていることから、それぞれの関係機関の特性や支援センターに対するニーズに即した連携強化策を全国規模で展開することが、支援センターの認知度向上のために有効である。そこで、金融庁、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会とともに「多重債務者相談強化キャンペーン」を共催し、コールセンターを同キャンペーンの一元的な窓口として、キャンペーンポスター等に掲載いただくことで、コールセンターの存在を周知したほか、金融庁から各自治体の担当者に支援センターの民事法

律扶助業務を周知するなどしていただいた。

また、(社)日本民営鉄道協会を通じて全国約60の鉄道会社の駅施設等に約1,600枚のポスターを無料掲出いただくなど、鉄道利用者に法的トラブルの相談窓口としての周知を図るなどの取組を行った。

その3は、インターネットによる情報発信の強化である。

コールセンター利用者の認知媒体調査において、ホームページが高い割合を占めていることから、現に法的トラブルを抱えて相談場所等を探している国民に対し、法テラスの存在や業務内容を周知するため、ホームページの充実を図り、利便性を高めるとともに、インターネットリスティング広告(ヤフーやグーグルの検索サイトで、「多重債務」などの関連ワードを入力して検索すると、そのスポンサーサイトに支援センターの広告が表示されるというもの)を実施して、より多くの方を効果的にホームページに誘引するよう努めた。

その4は、マスコミへの積極的な情報発信である。

「法テラスの日」などのイベント時に限らず、開業以来、最高件数を記録したコールセンターの利用件数推移やリーマンショック以降の問い合わせ内容の変化など、時機をとらえた記者発表を積極的に展開し、7回のリリースに対し、19回の記事掲載・テレビ報道を実現した。

最後に、公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成である。

認知度調査の結果によれば、国民の中には、支援センターがいまだどのような法人であるかが分からないことから警戒感を抱き、利用しない方も相当数存在するものと認められることから、広報素材に、支援センターは国が設立した公的な法人であることをきちんと明記するとともに、「法テラス・サポーターズクラブ大使による法務副大臣表敬訪問」などのイベントを実施するなどして、公的で信頼性の高い法人であることのイメージ醸成を図った。

以上のように戦略的な広報活動を実施した結果、コールセンターにおける情報提供件数は前年度比約40%増加、民事法律扶助の法律相談援助件数は前年度比約32%増加となったことからもうかがえるように、現に法的トラブルを抱え相談先を探すなどしていた方に対して、相当程度効果的に支援センターの存在等を周知することができたものと考えられる。また、平成22年2月下旬に、前年度と同様の電話調査の手法により実施した認知度調査では、認知度が37.3%と前年度(同24.3%)と比べ13%と大幅に上昇している。しかし、法的トラブルを抱えていない方も含め、広く一般の方の認知度を毎年度向上させることは引き続きの課題である。

【資料41】認知度調査結果概要

また、高齢者・障害者に対しても、支援センターの役割や業務内容を分

かりやすく理解いただけるよう手話や字幕スーパー、音声ガイダンス機能を付した広報用DVDを製作した。今後、高齢者・障害者団体等に対する業務説明会などにおいて同DVDを活用し、周知を図ることを考えている。

支援センターでは、利用者の立場に立った業務遂行のため、前年度に引き続き、「苦情取扱規程」に基づき、サービス推進室において、利用者から寄せられた様々なご意見・ご要望等を集約して業務改善推進ワーキンググループ、各課室及び地方事務所に報告するなどし、同ワーキンググループ等において組織横断的に業務改善に向けた検討を行うなどしたほか、その内容を本部各課室・地方事務所に周知し、改善への取組を促した。また、利用者に対する懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応マナーの習得・向上のため、若手職員を対象とした接遇研修を実施し、同研修内容を全職員へ周知した。

イ 地方協議会の開催

年度計画内容

- ・ 支援センターの業務に関する具体的情報を周知するとともに、多数の関係機関・団体及び利用者の意見を聴取し、業務運営上参考となる事項を取りまとめた上、これを参考に当該地域の実情に応じた業務運営を行うため、全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で平成21年度内に1回以上、地方協議会を開催する。
- ・ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会、運営諮問委員会等を設ける場合には、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から、その人選について特段の配慮をする。

平成21年度においては、全国の各地方事務所等において、少なくとも1回以上、合計86回（平成20年度：85回）の地方協議会を開催した。

これら地方協議会については、支援センターの各業務の説明はもとより、多重債務問題、被害者支援問題、労働問題、被疑者国選問題等のテーマ別による議論を行うなどした。また、地元自治体や裁判所、検察庁、弁護士会等の関係機関・団体をはじめ、犯罪被害者団体等の利用者側団体等からも出席を求めて意見を聴取するなど、支援センターの公正・中立性及び関係機関・団体との連携協力関係の確保の観点から出席者の人選にも配慮した。その結果、各地における関係機関・団体等の支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、更なる連携の確保・強化が図られた。また、支援センターの各地方事務所においては、地方協議会で出された意見や要望を踏まえ、民事法律扶助業務における無料法律相談や出張相談を実

施したり、関係機関と共催でのイベント開催や常勤弁護士による地方自治体での講演を実施するなど広報活動を工夫したほか、多重債務問題の解決に向けて、裁判所を始め様々な関係機関・団体に地方協議会への参加を要請して、管内全体を挙げて同問題に取り組む枠組みを作ったり、被害者支援を実施している各機関の権能について主体的に情報を集約して関係機関に配布するなど、関係機関の中心的役割を果たすなどの業務改善を行った。

地方協議会の開催日時、主な議題等は、【資料42】のとおりである。

【資料42】平成21年度地方協議会開催一覧

さらに、支援センター本部においては、今後もより一層利用者本位の姿勢で業務運営を行うため、法律家以外の各界の有識者から、利用者である国民の立場に立った幅広い意見を聴取し、今後の業務運営に生かすことを目的として、平成20年に顧問会議を設置し（注）、平成21年度においては、平成21年10月27日及び同22年3月8日にそれぞれ開催し、常勤弁護士の活動による関係機関との連携強化の在り方や情報提供業務の在り方、中期計画などについて意見を聴取した。

（注）顧問会議のメンバーは、次のとおりである（五十音順、敬称略）。

石井卓爾	東京商工会議所特別顧問
金平輝子	前日本司法支援センター理事長
高木剛	財団法人国際労働財団理事長
滝鼻卓雄	株式会社読売巨人軍取締役オーナー
竹下守夫	駿河台大学総長
夏樹静子	作家
兵頭美代子	主婦連合会参与

ウ 常勤弁護士の確保

(ア) 常勤弁護士の業務内容等に関する司法修習生等に対する説明

年度計画内容

常勤弁護士の確保のために、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所等の関係機関の協力を得て、常勤弁護士の業務内容、採用情報などについて、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明を行う。

【資料4】のとおり、平成21年4月1日から同22年3月末までの間に、日本弁護士連合会、単位弁護士会、司法研修所、法科大学院、司法試験予備校等の協力を得て、合計29回余りにわたり、司法修習生、弁護士、法科大学院生、司法試験合格者等を対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットや募集要項等を配布するとともに、常勤弁護士の業務内容、

意義・魅力、採用情報等に関する説明会を実施した。

特に、平成19年度より司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入したことから、支援センターの常勤弁護士に強い関心を持つ司法修習生に常勤弁護士の業務の実態を実感できる機会を提供すべく、支援センターの各地の地方事務所において、常勤弁護士も講師として参加する形で、【資料4】番号21から29のとおり、合計9回にわたり、司法試験合格者及び司法修習生を対象とした就職説明会を実施した。

また、より早い段階から常勤弁護士への関心を促すべく、司法試験合格発表会場において、常勤弁護士の採用案内等を配布する広報活動を行ったほか、司法研修所選択型実務修習に参加し、【資料43】のとおり、各地の支援センターの事務所に28回にわたり司法修習生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにした。

【資料43】平成21年度司法研修所選択型実務修習受入状況

さらに、平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの申込みを広く受け付け、各地の法律事務所へのエクスターンシップの受け入れをより活発にすることにより、支援センターの業務内容及び常勤弁護士についての理解を深めてもらい、今後の支援センターの常勤弁護士及び契約弁護士の増員を図るため、【資料44】のとおり、各地の支援センターの法律事務所において、合計30回にわたり全国15校の法科大学院生を受け入れ、常勤弁護士等の業務を直接体験してもらう機会を設けた。

【資料44】平成21年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

このほか、一定の法曹経験を有する弁護士からの応募者も確保するため、日本弁護士連合会の協力を得て、法曹経験が概ね10年以下であり、60歳未満の既登録弁護士約2万名に対して常勤弁護士の採用案内や応募書類を送付し、応募を促す取組を行った。

支援センターのホームページにおいても、常勤弁護士の業務内容、採用情報等を掲載し、電話や電子メールによる常勤弁護士志望者からの問い合わせに対し、個別の説明も行っている。

(イ) 司法修習直後の者からの常勤弁護士の採用

年度計画内容

常勤弁護士については、実務経験年数が10年未満の者の任期を3年、実務経験年数が10年以上の者の任期を2年とし、それぞれ2回まで更新可能とすることを基本としつつ、最初の任期を1年として、司法修習修了直後の

者等から常勤弁護士を採用する。

日本弁護士連合会の協力を得て、平成19年度から、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する新制度を導入し、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）において、その任期を1年以内で理事長が個別に定める期間と定め、比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、当該任期中に、集合研修、OJT研修による実務指導などを実施しており、平成21年度は合計51名の常勤弁護士を確保した。

常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの職員としてのみならず、弁護士としての素養を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、支援センターの採用面接において、他者とのコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

(2) 情報提供・関係機関連携強化

ア 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

年度計画内容

地方事務所単位で平均6.8以上の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係の構築

各地方事務所において、相談窓口設置機関・団体と連携・協力関係を構築し、関係機関・団体数にして全国合計7,372件（対前年度比3.3%減）、各地方事務所平均147.4件（対前年度比3.3%減）、窓口数にして全国合計24,638件（対前年度比1.0%減）、各地方事務所平均492.8件（対前年度比1.0%減）のデータを関係機関データベースに登載した

各地方事務所ごとの相談窓口設置機関・団体数、窓口総数については【資料45】のとおりである。

【資料45】連携関係にある相談窓口設置機関・団体数等
（地方事務所別）

イ 連携指数の上昇

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。

- ・ 各地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルでの連携・協力関係構築に関する理解を求める。
- ・ 相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係につき、「転送」「予約」を増加させることにより、連携指数（注）の上昇に努める。

（注） 連携指数については、以下の計算式により算出することとする。

$$(\text{「紹介」窓口数} \times 1 + \text{「取次」窓口数} \times 3 + \text{「転送」窓口数} \times 5 + \text{「予約」窓口数} \times 8) \div \text{窓口総数}$$

（ア） 中央レベルでの連携・協力関係の構築

平成21年7月15日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、連携・協力関係構築に関する理解をお願いした。また、内閣官房司法制度改革推進室と連携して、同会議に出席した関係省庁を対象に、同年9月から10月の間、計3回に分けて法テラスコールセンター見学・説明会を実施（9省庁合計46名参加）した。その結果、情報提供業務への理解が深まり、連携・協力関係を強化することができた。

（イ） 地方協議会の開催

上記V1(1)イ記載のとおり、全国の地方事務所、支部において、平成21年度中に少なくとも1回以上、合計86回の地方協議会を開催し、関係機関・団体等との連携の確保・強化を図った。

（ウ） 連携指数

各地方事務所における関係機関の相談窓口数は、上記V1(2)ア記載のとおりであり、支援センターとの連携方法には以下の段階がある。

① 紹介

相互に窓口を紹介するだけの関係。紹介先への連絡等は利用者が自ら行う。

② 取次

利用者と電話や面談の後、内容をレポートにまとめ、そのレポートをFAX等により関係機関・団体へ送信して取次を行い、関係機関・団体から利用者に連絡を取る。

③ 転送

利用者からの電話を保留にし、その場で関係機関・団体に電話をかけ、案件の引継ぎを行った上、利用者の電話を転送する。

④ 予約

②又は③の連携を前提に、関係機関・団体の相談窓口が予約制の場合には、その予約まで取る。

これらの連携方法は、①から④になるにつれ、利用者の負担が減り（利用者は同じことを何度も言わなくて済み、あるいは、自ら予約を取る必要もない。）、緊密な連携方法と言える。

上記計算式に基づき算出した連携指数は、平成19年3月31日現在で1.76、同20年3月31日現在で1.98、同21年3月31日現在では1.93、同22年3月31日現在では1.92を示している。平成21年度は、前年度に引き続き、データベースに登載している関係機関情報を精査し、これまでの紹介実績や相談窓口の統廃合等を反映した内容に見直したことにより、相談窓口総数は減少（前年度比246件減）し、それに伴い「紹介」窓口数（前年度比404件減）、「転送」窓口数（同80件減）及び「予約」窓口数（同16件減）が減少した。連携指数としては平成20年度より若干下降したものの、「取次」窓口数（前年度比12件増）が増加する等、関係機関・団体とのより密接な関係の構築に努めた。

また、犯罪被害者支援を行っている関係機関、窓口についても同様に連携指数を算出したところ、平成21年5月現在では全地方事務所合計1.73、同22年5月現在では1.74を示している。

(3) 民事法律扶助

ア 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保

年度計画内容

受任者の確保態勢を全国的に均質に確保するため、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士が少ない地域について、常勤弁護士の常駐若しくは巡回又は契約弁護士・司法書士の確保を行う。

平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計78か所であり、そのうち、同年度に常勤弁護士を新たに配置又は増員した地方事務所及び支部は35か所、地域事務所は20か所である。各地の支援センター法律事務所には、それぞれ1ないし5名の常勤弁護士を常駐させている。

なお、島根地方事務所及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士においては、後記V 1(5)イ記載のとおり、民事法律扶助の担い手となる弁護士が特に少ない地域である松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部管内等を巡回し、民事法律扶助事件又は国選弁護事件を取り扱った。

また、平成21年度末における契約弁護士・司法書士数は【資料10】のとおりであり、弁護士、司法書士ともに契約数は前年度末より増加している。

ただし、受任・受託件数の少ない契約弁護士・司法書士も少なくなく、今後は、1名当たりの受任・受託件数の増加が課題である。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の企画

年度計画内容

民事法律扶助のニーズに関し、利用者に対して実施したアンケート等の調査の結果を取りまとめ、事業計画に反映するための検討を開始する。

平成20年度秋に実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査」については、平成21年9月末に最終的な調査結果を取りまとめ、平成22年3月に冊子として製本した報告書を本調査に御協力いただいた研究者や関係機関等に送付した（なお、同報告書は平成22年4月に当支援センターのホームページに掲載して国民にも公表し、広範な研究や提言等への活用を図った。）。

同報告書は、利用者のニーズを調査した結果をできるだけ客観的に提示し、ニーズをよりよく充足するための方策の検討に向けた基礎資料を提出する目的で作成されているため、支援センターとしては、今回の調査で明らかとなった法的ニーズを的確に反映し、支援センターの利用につながるような事業計画の策定に向け、まずは、最高裁判所、法務省、サービスの提供者である日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会と、本調査に携わった研究者の参加を得て、本調査結果を読み解き、分析するための検討会を平成22年1月25日、2月26日、3月30日の計3回開催し、今後の取組の方向性等についての意見交換を行うなどの検討を開始した。

平成22年度以降も引き続き、同報告書をさらに読み込んで分析を深めるとともに、必要に応じて追加調査や関係機関との協議を行う等、具体的な事業計画の策定に向け取り組んでいくこととしている。

(4) 国選弁護人確保

ア 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

(ア) 国選弁護関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研究会等に参加したり、支援センター主催の説明会を実施したり、独自の

広報用資料を作成して配布するなどして、国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明を行った。

また、平成21年5月の国選弁護人の事務に関する契約約款の改正に伴い、支援センター本部において、国選弁護に関する諸規程の仕組み、契約締結の方法、国選弁護人の指名通知の方法、報酬基準の考え方及びその具体的内容、報酬及び費用の算定並びに支払の方法等について記載した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版を作成し、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に対して同解説書を配布し、国選弁護関連業務に対する理解を得るために活用した。

(イ) 国選付添関連業務関係

支援センターは、各地方事務所において、弁護士会主催の説明会、研修会等に参加するなどして、国選付添関連業務について説明を行った。

また、支援センターは、弁護士会の協力を得て、一般契約弁護士等に対して、業務の内容や報酬の算定方法等について記載した解説書である「国選付添関連業務の解説」を配布した。

イ 常勤弁護士の採用・常駐

年度計画内容

常勤弁護士を採用し、国選弁護事件の受け手となる弁護士が少ない地域に常駐させる。

平成21年度の常勤弁護士の配置については、上記Ⅴ 1 (3) ア「民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士の確保」記載のとおりである。

(5) 司法過疎対策

ア 地域事務所の設置等

年度計画内容

地方裁判所支部（以下「地裁支部」という。）管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域を優先とし、加えて、地裁支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該地裁支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地裁本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地裁支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数等を考慮しつつ、地域事務所を設置し、常勤弁護士

を常駐させる。

司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供がより乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要があることから、司法過疎地域事務所は、(i)地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいないか1名しかおらず、(ii)当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は2名以上の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域を優先とし、加えて、(iii)地方裁判所支部単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、(iv)当該地方裁判所支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している地方裁判所支部が存在しない地域において、(v)当該地方裁判所支部管内の人口、民事・刑事の事件数、単位弁護士会・地方自治体等地域関係機関の支援体制等を考慮して設置することとした。

平成21年度までに常勤弁護士を配置した支援センターの事務所は、【資料3】のとおり合計78か所であり、そのうち司法過疎地域事務所は26か所である。司法過疎地域事務所のうち、平成21年度に新設されたのは、(ア)長崎県の平戸地域事務所、(イ)熊本県の高森地域事務所、(ウ)青森県の八戸地域事務所、(エ)高知県の中村地域事務所の4か所である（【資料3】番号66、67、74、78）。

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士1ないし2名が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件等のほか、有償で一般事件全般（綜合法律支援法第30条第1項第4号に規定する有償事件。以下「4号有償事件」という。）を幅広く取扱い、地域住民の法的ニーズに込えている。

イ 常勤弁護士の巡回

年度計画内容

上記アの地域に近接する地方事務所等に配置する常勤弁護士を巡回させることにより、同地域において、法律サービスを提供するための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

松江地方裁判所西郷支部、旭川地方裁判所稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部は、上記アの(i)及び(ii)の基準に適合する司法過疎地域であることから、常勤弁護士が巡回して民事法律扶助事件を中心とする法律サービスを提供することとし、上記地方裁判所支部に近接する島根地方事務所（【資料3】番号28）及び旭川地方事務所（【資料3】番号43）に配

置した常勤弁護士が巡回することにより、民事法律扶助事件、国選弁護事件等を取り扱っている。

島根地方事務所に配置した常勤弁護士の西郷支部に対する平成21年度の巡回状況及び旭川地方事務所に配置した常勤弁護士の稚内支部、名寄支部、留萌支部、紋別支部に対する平成21年度の巡回状況は、【資料30】のとおりである。

(6) 犯罪被害者支援

ア 連携・協力関係の構築等

年度計画内容

地方事務所において、犯罪被害者支援を行う機関・団体の連絡協議会に参加するなどして、連携・協力関係の構築・強化を図る。

犯罪被害者支援に関する情報の提供や、犯罪被害者支援に精通した弁護士の紹介などの業務を円滑に行うためには、各地において犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携・協力関係を構築することが必要であることから、各地方事務所において、各都道府県警察等が事務局となっている「被害者支援連絡協議会」（注）に加盟するなどし（現在、同協議会が開催されていない1県を除く49地方事務所で加盟済み。）、同協議会やその構成員である機関・団体等が出席する会合等において、犯罪被害者支援業務についての説明を行うなど、1人でも多くの方々に支援センターが実施している犯罪被害者支援業務を知っていただけるよう周知を図ったほか、実務担当者間で連携方法等に関する協議の場を設けるなど、法的支援を必要とする犯罪被害者の方々に対する速やかな支援センターの案内・紹介体制確保のため、連携・協力関係の構築・強化に取り組んだ。

また、各地方事務所において、警察、検察を始めとする関係機関と協議・意見交換を行い、犯罪被害者の方々へのリーフレット等の配布依頼をするなど、支援センターが担う業務内容の周知に努めた。

このような活動と並行して、犯罪被害者週間には、関係機関とともに街頭で啓発・広報活動を行い、リーフレット等の配布、ポスターのパネル展示、啓発パレードへの参加、あるいはイベントにブースを設置するなどした。

このように、協議会等への参加と併せて、イベントなどに参加若しくは共同で開催するなどして、連携・協力関係の構築に努めた。

（注） 各都道府県警察等が事務局となり、弁護士会、地方検察庁、民間犯罪被害者支援団体、医師会、臨床心理士会、県や市の相談機関等を構成メン

バーとして設置されている。

イ 弁護士に対する説明会の実施

年度計画内容

契約弁護士獲得のために、各地において、弁護士会の協力を得て、弁護士に対する説明会を実施する。

支援センターは、各地方事務所において、被害者参加人のための国選弁護制度の施行前から、制度の円滑な導入を図るため、弁護士会と複数回にわたり協議を重ね、制度施行後は、各地方事務所において、弁護士会の協力を得て、弁護士会主催の説明会・研修会等への参加、地方事務所主催の説明会、地方事務所・弁護士会共催による説明会の実施等により、被害者国選弁護関連業務の内容、支援センターと一般契約弁護士との間の契約内容について説明等を行なうことにより、多くの契約弁護士確保のための取組を行った。

また、支援センター本部においても、山形で開催された日本弁護士連合会主催の「犯罪被害者支援全国経験交流集会」に講師として出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明、被害者参加弁護士契約締結への要請等を行うとともに、日本弁護士連合会との協議の場で当該制度の運用状況等の説明を行なった。

その結果、当該制度の施行時（平成20年12月1日）には1,547名であった契約弁護士数は、前述のとおり、平成22年4月1日現在で2,219名となっている。

2 業務運営の効率化

年度計画内容

総合法律支援の充実のための措置と提供するサービスその他の業務の質の向上との均衡に十分配慮しながら、以下の各業務ごとにおける効率化目標を達成するほか、業務運営体制の適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑に業務を遂行する。

支援センターは、平成18年10月の業務開始時から、効率的かつ円滑な業務運営を行うため、業務内容に応じて様々な雇用形態を導入しているほか、常勤職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定するなどして、適正な人事配置及び人件費管理に努めている。

また、物品等の調達については、その必要性、内容及び数量等を十分に精査するとともに、契約手続についても、競争性、透明性及び公正性を高めるため、

原則として一般競争入札、企画競争等の競争的手法によることとし、いわゆる少額随意契約による場合でも、複数の業者から見積書を徴するなどして、より安価な金額で契約することを心掛けている。

(1) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化

ア コールセンターにおける効率的な情報提供

年度計画内容

東京都に設置したコールセンターにおいて、業務量に応じた要員を配置するなどして電話による情報提供を集中的・効率的に行う。

支援センターは、東京都内に設置したコールセンターにおいて、電話・メールによる情報提供を集中的に行っている。また、運営は民間業者に委託しており、平成21年度の契約内容は、同20年度の実績から、コールセンターにおける年間受付件数を電話は300,000件、メールは15,000件と推定して入札を実施したことにより、同20年度契約金額より減額を図るなど、必要な業務量に応じた効率的な業務運営に努めている。

なお、平成21年度は年度途中において受付件数が急増し、想定件数を超過することが明らかになったことから、平成21年度中において受電件数の想定を電話380,000件、メール25,000件とする契約の見直しを行っている。

また、平成21年度には、同20年度に引き続き専門業者によるコールセンターの品質評価を行い、コールセンターの対応品質や全体的な運営状況について、現状の利用者満足度からだけでは把握できない、第三者による客観的な評価を得るとともに、それらの結果を業務に反映させるための研修やオペレーター等に対する指導を行うよう指示するなど、当センターとして一定の品質の維持・向上に努めている。

イ 関係機関・団体データベースの活用等

年度計画内容

- ・ 内閣官房司法制度改革推進室及び法務省と連携し、総合法律支援関係省庁等連絡会議を開催するなどして、中央レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。
- ・ 地方事務所において、地方協議会を開催するなどして、地方レベルで、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解を求める。

平成21年7月15日、内閣官房司法制度改革推進室において総合法律支援

関係省庁等連絡会議を開催した。同会議において、出席した16の関係省庁等に対し、法務省と連携し、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

上記Ⅴ 1 (2)イ(イ)記載のとおり、全地方事務所等において地方協議会を開催し、同協議会で、関係機関・団体データベースの利用方法の周知徹底及び積極的な活用に関する理解をお願いした。

(2) 民事法律扶助・国選弁護士確保

ア 常勤弁護士採用のための基盤整備

年度計画内容

常勤弁護士採用のための基盤を整備するため、司法研修所等の関係機関に対し、支援センターの業務内容や常勤弁護士の意義などに関する説明を行う。

常勤弁護士を安定的に採用するためには、司法研修所教官、法科大学院教員等法曹養成指導者の理解・協力を得ることが重要であることから、各法科大学院の協力を得て、法科大学院教員等に対し、支援センターの業務内容を掲載したリーフレット、常勤弁護士採用案内のパンフレット等を配布するとともに、口頭での説明を実施した（【資料4】番号13～17参照）。

また、常勤弁護士の意義、業務内容、実像等に対する理解を広め、常勤弁護士採用のための基盤整備に資するため、日本弁護士連合会、単位弁護士会等の関係機関に対し、平成18～20年度に採用した常勤弁護士が支援センターの常勤弁護士を志望した理由等を執筆した文集を1,500部以上配布した。

イ 常勤弁護士確保に向けた説明会の実施

年度計画内容

常勤弁護士確保のために、弁護士会等の関係機関の協力を得て、司法修習生、弁護士、司法試験合格者、法科大学院生等に対する説明会を実施する。

常勤弁護士確保に向けて、平成21年度に司法修習生、法科大学院生、弁護士、司法試験合格者を対象として行った説明会の実施状況については、上記Ⅴ 1 (1)ウ「常勤弁護士の確保」に記載のとおりである（【資料4】参照）。

ウ 常勤弁護士の活動のための環境整備

年度計画内容

常勤弁護士が配置された地方事務所において、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動できる環境を整備するための配慮措置に関する具体的な方策を検討・立案し、実施する。

平成21年度は、同18年度に採用した常勤弁護士が3年間の任期を満了する年度に当たり、任期更新を行わず退職する常勤弁護士が数名予定されていたことから、常勤弁護士が退職時において受任している有償事件の取扱いに関して、常勤弁護士等の採用及び職務に関する規程を改正したほか、事務連絡を發出して、退職時において受任している有償事件の取扱いに関するルールに加え、退職時における預り金及び費用の取扱いに関するルールを定めた。

また、平成21年度は、常勤弁護士が業務に専念し十分に活動するために、法律事務所に勤務する事務職員が法テラス法律事務所内の事務を円滑に処理できるよう、法テラス法律事務所に勤務する事務職員を対象にした業務研修を実施するとともに、常勤弁護士の業務手順を解説したマニュアルを改訂し、法テラス法律事務所における会計処理に関する書式集を改めて、各常勤弁護士に配布するとともに、支援センター本部常勤弁護士総合企画課において、常勤弁護士からの業務に関する問い合わせを受け付けている。

さらに、常勤弁護士が事件処理等を行うに当たり、法曹同士のネットワーク・支援体制を整備するため、「常勤弁護士支援メーリングリスト」を整備することにより、常勤弁護士間の情報交換の場を提供するとともに、日本弁護士連合会の協力を得て、民事事件、刑事事件を始め、各分野の専門家である弁護士等がアドバイザースタッフとして同メーリングリストに参加し、常勤弁護士からの質問に対し、適時適切なアドバイスを行っている。

エ 常勤弁護士に対する実務研修の実施

年度計画内容

常勤弁護士又は内定者に対する支援センター本部主催の実務研修を年に2回以上実施する。

平成21年度に常勤弁護士又は内定者(法曹経験者)に対して実施した支援センター本部主催の実務研修は、【資料46】のとおりである。

各法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日ごろの実務において学ぶ必要があると実感しているテーマを常勤弁護士から提出させ、そのテーマに関する知識・技術を身に付けられるような研修を実施するとともに、法曹三者の視点を取り入れた研修を実施している。

また、裁判員裁判が平成21年5月から実施されているところ、裁判員裁判においては、これまでの刑事弁護とは異なる技術が必要とされる部分があることにかんがみ、裁判員裁判への対応に主眼を置いた参加型の研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した新人常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要であることから、特に、支援センター本部における集合研修については、平成21年9月又は同22年1月から1年間の任期に合わせ、任期満了時には常勤弁護士としての基本的な素養を獲得できるよう、継続的な内容とした通年の研修スケジュールにより研修を実施している。

平成20年度からは、常勤弁護士の増加により、支援センター本部（東京）における一括研修だけでは、精緻な研鑽を積むことが困難になりつつあることから、ブロック別研修を導入し、全国を7つのブロックに分け、各地の実情を反映した内容とするため、各地で勤務する常勤弁護士に業務において必要と感じる研修を企画させ、それぞれ研修を実施することにより、地方の実情等も反映したより緻密な研修を実現している。

ちなみに、常勤弁護士の業務は一般の弁護士とは異なる点があることから、先輩常勤弁護士から後輩常勤弁護士への技術・経験の伝承、常勤弁護士相互の意見交換も有益であり、ゼミ形式の科目を取り入れたブロック別研修も多く、常勤弁護士間の技術・経験の共有を図っている。

【資料46】常勤弁護士・内定者に対する本部実務研修実施状況

オ 国選弁護人契約における一括契約に関する取組

年度計画内容

- ・ 国選弁護人契約における一括契約について説明資料を作成し、弁護士に対する説明の際などに活用する。
- ・ 一括契約に基づく事件処理の実務運用について、裁判所、検察庁、弁護士会等関係機関との間で協議を行う。

支援センター本部において、一括契約（複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任するもの（上記IV 2 (3)ア(7)参照）についても説明した解説書である「国選弁護関連業務の解説」の改訂版（同解説書には、一括契約は一括処理による効率化の見地から設けられた契約類型である旨が記載されている。）を作成し、地方事務所を通じて、全国の一般契約弁護士及び一般契約弁護士になろうとする弁護士に配布し、一括契約の増加に努めた。

各地方事務所においては、対応する裁判所、弁護士会等と協議し、一括

国選弁護士契約に関する事件の配点方法について確認した。

なお、平成21年度に、一括国選弁護士契約に基づき報酬算定がなされた事件の件数は合計65件（対象となった事件の実件数）であり、前年度の合計304件に比べて減少した（なお、即決事件の算定件数は、平成20年度は4,525件、同21年度は3,917件である（【資料25】参照））。

(3) 司法過疎対策

年度計画内容

上記1(5)の地域において、当該地裁支部管内の人口・事件数、単位弁護士会、地方自治体等による支援体制等を総合勘案し、必要な地に地域事務所を設置することとする。

平成21年度の司法過疎地域事務所の設置状況については、上記V1(5)ア「地域事務所の設置等」に記載のとおりである（【資料3】番号53～78参照）。

3 提供するサービスその他の業務の質の向上

(1) 情報提供

ア FAQの充実等

年度計画内容

- ・ コールセンターに寄せられる問い合わせを日常的に分析し、よくある質問を抽出した上、それに対する答を作成する。
- ・ コールセンターにおいて稼働する者にアンケートをするなどして、質問頻度は低いが作成すべき質問についての答を作成する。
- ・ 新聞記事等を日々分析するなどして、社会情勢や時事的事項により問い合わせが増えそうな質問を想定し、それに対する答を作成する。
- ・ FAQ、関係機関・団体情報の増大によって検索の速度が落ちることのないよう、日常的に、検索のスピードのテストを実施する。
- ・ 期間を設定し、コールセンター及び地方事務所の情報提供窓口においてアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るように努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。

業務開始以降コールセンターに寄せられた問い合わせを分析するとともに、オペレーターに対するアンケート調査の結果等を踏まえFAQを随時更新・増加しており、平成21年度においても、このうち約750問をホームページで公開している。この他、裁判員制度について、FAQの見直し・

更新を行うなど、同制度の円滑な実施と制度の周知・協力にも努めた。

【資料47】裁判員制度についての問い合わせ件数

平成21年度においても、FAQ、関係機関・団体情報をデータベースに追加投入した際には、検索スピードが落ちていないかを支援センター職員がモデルケースに基づき実際に検索するテストを実施するなどして、検索スピードを維持した。また、裁判員制度などの特定分野のFAQ情報が増加した場合には、FAQ分類を細分化して容易に検索できるようにするなど、使い勝手の良さを維持した。

平成21年度は、利用者の満足度をより客観的・効果的に調査するため、平成19年7月から継続して実施しているウェブによる利用者アンケート調査に加えて、一定の期間を設けて、コールセンターの電話利用者と地方事務所での面談利用者を対象にアンケート調査を行っている。

コールセンターにおいては、平成22年2月1日から同月27日までの間(調査対象総件数24,600件中1,773件回答。有効回答率7.2%)、電話によるコールセンター利用直後に満足度調査への協力を依頼し、応諾者の電話を調査会社が設置する自動音声アンケートシステムに電話を転送し、所定の設問にプッシュトーンで回答してもらう形式の満足度調査を行い、その結果、5段階評価で4.4の満足度を得た。地方事務所においては、平成21年10月1日から同年12月28日までの間(総件数5,398件中1,758件回答。有効回答率32.6%)、地方事務所において面談による情報提供を受けた利用者に、職員がアンケート用紙を渡して協力を依頼するが、回答に当たっては職員の面前で記入するのではなく、無記名かつ封入した封筒には封をするなど客観的な評価を得られるよう十分留意した形式でアンケート調査を行い、その結果、5段階評価で4.3の満足度の評価を得た。

ウェブによる利用者アンケート調査における平成21年度の評価は3.6であり、回答率も引き続き低いことから、今後アンケート調査の実施方法等についても、検証する必要がある。

支援センターの利用者にはインターネットの利用が困難な方が一定数おられることなどから、今後は平成21年度と同様、一定の調査期間を設けて行うアンケート調査も定期的に行うことにより、多面的な方向で、客観的な利用者の満足度を把握していく予定である。

また、コールセンターが提供するサービスについては、【資料49】のとおり、平成21年度を通しての苦情が全体の0.1%~0.3%程度であるなど、現状の質が必ずしも低いとは考えていないが、引き続き、FAQやオペレーターへの研修のさらなる充実、関係機関とより緊密な連携の確保、情報提供のサービス内容が周知されるような広報の徹底などにより、いずれの調査方式でも4以上の満足度を獲得できるよう、今後ともサービス向上

に力を入れていくこととする。

【資料48】利用者満足度調査（コールセンター・地方事務所）

【資料49】平成21年度コールセンターにおける受電内容の推移

イ 即日中の情報提供

年度計画内容

- ・ 多様な法的トラブル、新たな法律の制定等に適切に対応することができるよう、地方事務所の情報提供窓口には、相談窓口等で稼働したことがある経験者、若しくはその資格を有する者を配置する。
- ・ 地方事務所の情報提供窓口に来訪する利用者に対し、即日中に対応する。

地方事務所で情報提供を行う窓口対応専門職員として、消費生活相談資格者、裁判所・法務局OB等を主に採用し、全地方事務所に相談窓口等で稼働したことがある経験者を配置した。また、多くの地方事務所においては、司法書士の協力も得ている。

各地方事務所における採用状況は、【資料50】のとおりである。

【資料50】資格・経験別窓口対応専門職員数

地方事務所に来訪した利用者に対しては、即日中に対応するが、情報提供窓口は予約優先性であるため、予約状況等により地方事務所での詳細な対応が難しい場合はコールセンターや他の関係機関を紹介するなど迅速なサービス提供に努めている。

(2) 民事法律扶助

ア 援助審査の合理化

年度計画内容

迅速な援助を提供するという観点から、法律相談援助の相談枠を増加させること及び援助審査の方法を合理化することなどにより、援助申込みから代理人選任までの期間を平成20年度と比較して短縮する。

援助審査の合理化の具体的方法としては、①審査委員の人数について、事案に応じて適正な範囲内でその数を減らすこと、②審査の開催頻度を増やすこと、③書面審査を活用すること、などの試みを行ってきたところである。

特に、①について平成21年度は、原則2名の審査委員による審査が43地方事務所、単独による審査については36地方事務所がそれぞれ採用しており、これらの審査方法がかなり定着していることが伺える。③については、

平成21年5月から7月に全国5箇所では民事法律扶助業務職員研修を実施した結果、すべての地方事務所において書面審査が行われるなどの合理化が図られた。しかし、平成21年度は代理援助が101,222件（前年度比25.8%増）、書類作成援助が6,769件（同32.7%増）と前年度を大きく上回ったため、年間を通じた援助申込みから審査実施までの期間を平成20年度と比較すると、短縮されているのは13地方事務所に過ぎず、35地方事務所においてはほぼ横ばいの状態となった。また、法律相談援助も237,306件（同32.2%増）と前年度を大きく上回ったため、法律相談援助の申込みから実施までの日数については、16地方事務所において縮減されているものの、31地方事務所においては横ばいとなっている。また、平成20年度から審査の合理化のために導入した地方扶助専門審査委員制度は段階的に拡充し、平成20年度は5地方事務所が施行されたところ、平成21年度には17地方事務所において運用が始まっている。このほか、専門審査委員を置くことができない7地方事務所において、時間外審査の制度が導入された。

イ 犯罪被害者に対する充実した援助の提供

年度計画内容

犯罪被害者からの援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じて、充実した援助を提供する。

犯罪の被害に遭われた方に対する平成21年度の法律相談援助件数は3,307件で、代理援助件数は1,105件であり、うち損害賠償命令申立事件が112件であった。また、犯罪被害者のニーズは、その受けた被害の種類等により多様であるため、これに即した専門的知見を有する弁護士が対応するのが望ましく、支援センターでは、精通弁護士を1,822名確保しており、うち1,664名が民事法律扶助の契約弁護士である。

なお、犯罪被害者に対する援助制度が徐々に普及しつつあると言えるものの、更に十分な普及を図るため、引き続き制度の周知に努めていく必要がある。

ウ 契約弁護士・司法書士に対する研修の実施

年度計画内容

民事法律扶助により提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、弁護士会及び司法書士会等の協力を得ながら、契約弁護士・司法書士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所においては、民事法律扶助制度の概要や民事法律扶助の留

意点等の研修テーマに沿った独自の印刷物を配布するなど、新規契約弁護士・司法書士を含めた契約弁護士・司法書士に対する研修を実施した。

－実施状況－

- ① 研修を実施した地方事務所数 40地方事務所
- ② 研修実施回数 1回 24地方事務所
- 〃 2回から3回 14地方事務所
- 〃 4回以上 2地方事務所

また、平成22年1月、民事法律扶助課長が日本弁護士連合会主催の会員向け講習会において、「民事法律扶助制度の概要」についての講義を行った。この講義の様子は、日本弁護士連合会のテレビ会議システムにより、全国の会員に発信された。さらに、平成21年9月には、山形市で開催された犯罪被害者支援全国経験交流集会において、民事法律扶助の概要、損害賠償命令制度での民事法律扶助の利用状況等の報告を行った。

エ 補正予算の措置

年度計画内容

平成21年度補正予算(第2号)により追加的に措置された交付金については、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」のために措置されたことを認識し、民事法律扶助に充てるものとする。

平成21年度においては、昨今の経済情勢に鑑み、緊急経済対策経費として約25億円の補正予算が追加的に措置された。

この追加的措置を受け、日本弁護士連合会等の関係機関と連携・協力し、年末年越し「雇用と生活」全国一斉緊急総合相談会を実施するなど、労働問題・多重債務問題等に関する問題の解決を図った。

なお、代理援助件数の前年度比は以下のとおりである。

代理援助件数

- 平成20年度 80,442件
- 平成21年度 101,222件 (25.8%増)
- ①うち、労働事件
 - 平成20年度 1,293件
 - 平成21年度 2,028件 (56.8%増)
- ②うち、多重債務事件
 - 平成20年度 58,902件
 - 平成21年度 72,672件 (23.4%増)

(3) 国選弁護士確保

ア 関係機関との定期的な協議

年度計画内容

地方事務所ごとに、国選弁護人の選任態勢に関する、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会が参加する定期的な協議の場を平成21年度に1回以上設ける。

支部を含むすべての地方事務所において関係機関との協議が行われたほか、国選付添人の選任態勢についても、すべての地方事務所において関係機関との協議が行われており、協議を行っていない地方事務所はない。

協議の場を通じて、迅速かつ確実に指名通知が行える当番制名簿による選任方法で、国選弁護人の選任態勢の確保を図った地方事務所もある。

イ 指名通知に関する目標時間の設定等

年度計画内容

地方事務所ごとに、事業年度の当初において、裁判所からの指名通知要請を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間を設定し、事業年度末において、その達成度合いを検証する。

(ア) 目標時間の設定

支部を含むすべての地方事務所において、裁判所・弁護士会と協議の上、指名通知の目標時間を定めており、ほとんどの地方事務所・支部における目標時間は、休日を含め、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内とし、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内とするものである。なお、国選付添人の指名通知についても、多くの地方事務所において、原則として数時間以内、遅くとも48時間以内とする目標時間を定めている。

(イ) 目標の達成度合い

被疑者国選弁護、被告人国選弁護とも、支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士候補の指名通知が行われており、達成度が半数程度又は達成できていない地方事務所はなかった。

被疑者国選弁護における指名通知業務については、ほとんどの事件において当日中に指名通知に至っている。業務時間外に指名通知請求がされたなどの事情から当日中に指名通知に至らないものについても、約99%の事件で指名通知請求から24時間以内に指名通知が行われており、指名通知請求を受けてから24時間以内に指名通知を行うという処理時間の

目安に沿った運用がなされている。

なお、国選付添についても、指名通知業務を行った地方事務所においては、おおむね所定の目標時間内に国選付添人候補の指名通知が行われている。

ウ 国選弁護士契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

支部を含むすべての地方事務所で年度計画に基づく研修を実施した。研修の内容としては、解説書を配布したものが55か所、センター主催の説明会を実施したものが18か所、弁護士会主催の説明会に参加する方法で実施したものが34か所であった。支援センター主催の説明会としては、事前に契約弁護士に解説書を配布した上で、本所管内、各支部管内の契約弁護士に対して、本所と支部のそれぞれで説明会を行ったなどの例がある。

裁判員裁判の実施及び被疑者国選の対象事件の拡大といった国選弁護制度の大きな変化があり、増加する事件数に対応し得る契約弁護士の確保が当面の最も重要な課題であることから、各地方事務所において、国選弁護を担う弁護士の確保に努めた。その結果、国選弁護士契約弁護士の人数は、業務開始時の平成18年10月2日時点で8,427名であったが、同20年4月1日時点で13,427名、同21年4月1日時点で15,556名、同22年4月1日時点で17,620名となり、年々増加している。裁判員裁判制度が実施され、裁判員裁判の公判も実施されているが、支援センターは、各地方事務所において、連日的開廷及び集中的訴訟準備に対応し得る国選弁護人の確保に向けて、弁護士会との間で協議を行った。

なお、国選付添人契約弁護士を対象とする研修についても、各地方事務所において解説書を配布したほか、上記の説明会等の機会を利用するなどの方法で研修を実施した。

エ 不祥事案件の再発防止

支援センターは、平成21年2月、契約弁護士1名に対し、合計7件の被疑者国選弁護事件に関する報酬の請求において、被疑者との接見回数を実際よりも多く申告することにより過大な報酬を請求し、本来支払われるべき報酬との差額である30万円余りの支払を受けたことを理由に、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除の措置をとり、日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対して、同措置事案を通知し、再発防止に向けて会員に対する注意喚起等適切な対応をとるよう申し入れるとともに、同契約弁護士に

ついて警察に告訴した。なお、支援センターは、同契約弁護士に対し、過払いにかかる国選弁護報酬の返還を請求し、その全額の支払を受けた。

国選弁護報酬はすべて国費で賄われており、このような国選弁護報酬の過大請求は絶対にあってはならないことである。支援センターでは、日本弁護士連合会その他関係機関と協議しつつ、接見の疎明資料を提出してもらう制度を導入し、再発防止のための効果的な措置の実施を進めている。

(4) 犯罪被害者支援

ア 地方事務所の職員の配置

年度計画内容

地方事務所の窓口対応専門職員に犯罪被害者支援に精通している職員を配置する。

全国10か所の地方事務所（東京、神奈川、埼玉、川越、千葉、京都、兵庫、愛知、広島、札幌）には、民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者や、警察出身者などを犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員として配置し、犯罪被害者等からの来所及び電話による問い合わせに対し、二次的被害を与えないよう心情に十分配慮して対応した。

また、上記以外の地方事務所及び上記地方事務所で犯罪被害者支援担当が配置されない曜日・時間帯については、犯罪被害者支援担当以外の窓口対応専門職員が犯罪被害者等からの問い合わせに対応している。これらの職員についても、犯罪被害者への二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の心情や各地方事務所における対応事例を踏まえた対応の留意点など、犯罪被害者支援に関する研修を行った。

イ 窓口対応専門職員等に対する研修の実施

年度計画内容

窓口対応専門職員及び一般職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を実施する。

犯罪被害者支援業務の中核をなす各地方事務所の担当職員等を対象に、最高検察庁、日本弁護士連合会、被害者参加人のための国選弁護制度を利用した遺族及び当該国選被害者参加弁護士、静岡犯罪被害者支援センターから講師を招聘するなどして研修を実施し、犯罪被害者支援に関する知識、技能等の習得に努めた。

また、犯罪被害者支援業務の全国的な均質化を目指し、犯罪被害者支援

業務を実施するに当たっての問題点、課題となっている事項について、少人数のグループに分かれて検討・協議し、これに関する意見交換を行なうことによって、地方事務所における問題意識の共有を図るなど、実践的な研修プログラムの実施により、個々の職員のスキルアップを図った。

平成21年度における犯罪被害者支援業務研修等の内容は、下記のとおりである。

(ア) 担当職員研修

日時：平成21年11月5、6日

場所：本部会議室

内容：○被害者参加制度の運用状況

○日本弁護士連合会犯罪被害者支援委員会の取組

○被害者参加を経験して

○犯罪被害者支援業務 実務運用上の留意点

○犯罪被害者支援センターとの連携について

(イ) 担当職員意見交換会

日時：平成21年11月6日

場所：本部会議室

内容： 犯罪被害者支援業務の実務手順等に関する留意点を再確認するとともに、犯罪被害者等への対応方法、関係機関・団体等との連携方法等について意見交換を行い、問題意識の共有化を図った。

方法： 下記10のテーマについて、6つのグループに分かれて検討・協議をした後、各グループごとに集約した意見を発表し、これについて質疑応答、意見交換を行なった。

○被害者国選弁護関連業務

○関係機関との連携の在り方

○被害者対応時の留意点

○支援センター内における業務間連携の在り方

○広報・周知活動

○精通弁護士紹介業務

○小規模事務所の課題

○職員のレベルアップ方策

○現行業務の改善すべき点

○その他

(ウ) 地方事務所窓口対応専門職員研修

地方事務所ごとに、平成19、20年度に実施した担当職員研修の講義内容を収めたDVDや(ア)に係る研修資料、当該事務所における対応事例

等を用いて研修を実施した。

(エ) コールセンターオペレーターが提供するサービスの質の向上に向けた取組

犯罪被害者の心情に十分に配慮した懇切・丁寧かつ適切な情報提供を行うため、日常の業務において、被害者等の対応に際して生じた苦情内容、精通弁護士紹介・取次に関する留意点等について分析するなどし、問題点や改善すべき点をコールセンターオペレーターにフィードバックした。

ウ 犯罪被害者支援に携わる者等からの意見聴取

年度計画内容

犯罪被害者支援に関し、犯罪被害者やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を地方事務所単位で平成21年度に1回以上設ける。

犯罪被害者支援業務に関する関係機関・団体等から意見・要望を聴き、今後の業務の在り方等の参考にするため、下記要領でアンケート調査を実施した。

実施時期：平成22年2月～3月

回答機関・団体数：1,286（弁護士会、地方検察庁、都道府県警察、都道府県庁福祉主管課、女性相談センター、児童相談所、精神保健福祉センター、民間支援団体等）

実施方法：各地方事務所からアンケートを郵送

聴取項目

- 支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることの周知状況
- 支援センターの犯罪被害者支援業務内容に関する周知状況
- 支援センターとの連携（紹介・取次等）状況
- 支援センターに対する被害者等からの意見
- 各機関のセミナーやイベントの主催・共催状況
- その他意見・要望

支援センターが犯罪被害者支援業務を行っていることに関する調査結果については、93.5%の関係機関・団体において認知されていた（前年度は91.9%）。

各業務の具体的内容に関する認知度の調査は以下の通りで、いずれも着実に認知度は高まっている。

① 犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者ダイヤルの設置を知っていたこと

82.9%（前年度82.7%）

- ② 犯罪被害者支援に関する制度や支援窓口についての紹介
 - ・ 刑事手続の流れや各種支援制度等の紹介をしていること
83.2% (同73.7%)
 - ・ 各機関・団体で行っている支援内容や利用方法等の案内をしていること
80.1% (同69.8%)
- ③ 精通弁護士の紹介
 - ・ 無料で紹介後は、原則として弁護士費用は有料となること
77.1% (同66.3%)
 - ・ 犯罪被害者等の経済状況等に応じて弁護士費用にかかる援助制度を利用できること
72.7% (同65.0%)
- ④ 国選被害者参加弁護士の選定に関する業務
 - ・ 国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所へ通知する業務を行っていること
49.5% (同40.4%)
 - ・ 被害者参加人の意見を聴いて、国選被害者参加弁護士の候補を指名すること
43% (同34.7%)

被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務については、当該制度と民事法律扶助等の各種援助制度を連携又は組み合わせることにより、犯罪被害者が経済的に困っている場合でも、被害直後から刑事手続、民事手続までの一連の法的手続等に関し弁護士の援助を受けることが可能であることを踏まえ、今後、精通弁護士の紹介だけでなく、被害者参加人のための国選弁護制度及び民事法律扶助制度等の更なる周知に努めていく必要がある。

連携（紹介・取次等）状況に関する調査結果については、支援センターから紹介（取次含）を受けたという利用者の数は2,631名（前年度1,340名）であり、逆に関係機関等から支援センターを紹介（取次含）したことがある利用者の数は11,651名（前年度8,473名）であったことから、関係機関との連携がより密なものとなっている。

エ 犯罪被害者支援精通弁護士の確保等

年度計画内容

地方事務所単位において、犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保するとともに、犯罪被害者に対し適切に紹介を行う。

地方事務所長は、弁護士会会長から、以下の①又は②に該当する弁護士を犯罪被害者支援に精通している弁護士として推薦を受け、これを基に精通弁護士名簿を作成している。同名簿には、平成22年4月1日現在、全国で1,839名（同19年3月31日現在1,185名、同20年3月1日現在1,261名、同21年4月1日現在1,570名）が掲載されており、各弁護士会の協力を得ながら順調に増加している。

- ① 下記の犯罪被害者等支援に関連する業務のいずれかを経験したことのある弁護士
 - ・ 犯罪被害者等の依頼により行う法律事務
 - ・ 弁護士会又は犯罪被害者支援団体により行われる犯罪被害者等支援活動
- ② 日本弁護士連合会、弁護士会又は全国被害者支援ネットワーク加盟の犯罪被害者支援団体の実施する犯罪被害者支援に関する研修を複数受講した弁護士

犯罪被害者やそのご家族からの問い合わせに応じ、全国の地方事務所では、前記IV 2 (5)ア(イ)のとおり、合計898件の精通弁護士の紹介を行った。
オ 民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助制度の情報提供等

年度計画内容

資力に乏しい犯罪被害者が、民事法律扶助制度や日弁連委託援助を利用できるよう、適切かつ積極的な情報提供等を行う。

コールセンターにおいては、相談者に民事法律扶助制度や日本弁護士連合会委託援助制度を説明するとともに、地方事務所に取り次ぐ際には、利用希望の情報を取次依頼書に記載するなど、統一した対応が行えるよう配慮している。取次ぎを受けた地方事務所においては、精通弁護士が民事法律扶助の契約弁護士であるか否かを精通弁護士名簿等で確認し、被害者の経済状況に応じ、適切に弁護士に取り次ぐ態勢を整えている。

また、イ(ア)及び(イ)の職員研修等においては、被害者参加人のための国選弁護制度の施行に伴い、損害賠償命令申立てに係る民事法律扶助、日本弁護士連合会委託援助（犯罪被害者法律援助）との連携の在り方等について、各地方事務所における具体的事例による検討等を行った。

なお、平成22年4月1日現在における被害者参加弁護士契約弁護士数（2,219名）のうち、民事法律扶助契約を締結している弁護士は2,039名（約92%）、日本弁護士連合会委託援助契約を締結している弁護士は1,850名（約83%）となっている。

カ 国選被害者参加弁護士契約弁護士に対する研修の実施

年度計画内容

地方事務所ごとに、平成21年度に1回以上、国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修を実施する。

各地方事務所における実施状況は下記のとおりである。

- ・ 業務解説書等を配布したもの 38か所
- ・ 地方事務所において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明等を実施したもの 7か所
- ・ 弁護士会主催の説明会に出席し、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況の説明等を実施したもの 11か所

また、隔月で開催している支援センター本部犯罪被害者支援課と日本弁護士連合会との協議において、被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況に関する説明を行なった。

(5) 司法過疎対策

年度計画内容

常勤弁護士が配置された上記Ⅴ1(5)の地域事務所において、利用者のニーズに即したサービスを提供するべく、常勤弁護士の民事法律扶助業務・国選弁護業務・国選被害者参加事件受任業務・有償事件受任業務の合理的な配分を行うための具体的な方策を企画・立案し、実施する。

常勤弁護士の限られた労力を、司法過疎地域の利用者のニーズに即してバランスよく法律サービス提供に用いるため、民事法律扶助事件・国選弁護事件・4号有償事件の配分についての目安を定めた上、地域の実情に応じて、事件を受任することとしている。

平成21年度までに司法過疎対策として設置した26か所の地域事務所における受任事件数の内訳は、平均すれば、受任事件全体の3.5割程度が4号有償事件、4割程度が民事法律扶助事件、2.5割程度が国選弁護・付添事件であるが、各々を見れば、設置された地域の需要に応じ、その内訳は様々である。

(6) 関係機関連携強化

年度計画内容

地方事務所単位で、連携関係にある関係機関と、連携の現状と強化の方策等に関

する協議を行うよう努める。

上記Ⅴ 1 (1)イ記載のとおり、全地方事務所等において、平成21年度中に少なくとも1回、地方協議会を開催し、情報提供業務等、支援センターの業務における個別事例の解決方法を説明することで、関係機関に支援センターとの連携の現状に具体的なイメージを持っていただくとともに、支援センターに多く寄せられる多重債務問題、家事問題、消費者問題等について、分野別に連携の構築や強化の方策等について意見交換を行った。それにより、支援センターの業務等に対する理解・協力が一層深まり、平成21年度のコールセンターの認知媒体における関係機関の件数は80,297件(前年度比26%増)であり、関係機関との連携が強化された。

4 委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会及び財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行い、環境を整える。

日本弁護士連合会委託援助業務については、日本弁護士連合会において弁護士用手引を作成し、配付するとともに、各地の弁護士会で研修を実施し、平成22年3月31日現在で11,087人の弁護士及び775の弁護士法人との間で基本契約を締結している。

中国残留孤児援護基金委託援助業務については、各種パンフレット等に掲載するなどして広報を行うとともに、身元判明者の依頼を受けた弁護士からの問い合わせの際に制度の案内を行った。

(1) 日本弁護士連合会委託援助業務

年度計画内容

日本弁護士連合会からの委託を受け、綜合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助制度や国選弁護制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行う。

平成20年度申込実績(18,816件)及び平成21年5月から被疑者国選制度の対象範囲が拡大することを踏まえ、平成21年度当初の事業計画では、年間援助予定総件数を13,590件としていたが、予測していたほど刑事被疑者弁護援助件数が減少せず、また、高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助など他の援助件数も予測を上回って増加したため、年度途中で事業計画を変更

して年間援助予定総件数を18,890件に修正して対応を行った。

平成21年度の年間援助申込件数は18,164件であった。同20年度の申込実績(18,816件)と比較すると652件減少しているが、これは、平成21年5月から被疑者国選制度の対象範囲が拡大したことに伴い、刑事被疑者弁護援助事業の援助件数が減少したためであるが、当初予測したほど減少せず、また、他の援助件数も予測を上回って増加したため、全体として652件の減少にとどまったものである。

申込実績を援助業務別にみると、刑事被疑者弁護援助は前年度11,868件で平成21年度7,165件、少年保護事件付添援助は前年度4,739件で平成21年度6,914件、犯罪被害者法律援助は前年度378件で平成21年度515件、難民認定法律援助は前年度171件で平成21年度585件、子どもに対する法律援助は前年度103件で平成21年度139件、外国人に対する法律援助は前年度493件で平成21年度774件、心神喪失者等医療観察法援助は前年度301件で平成21年度345件、高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助は前年度763件で平成21年度1,727件と、刑事被疑者弁護援助を除くすべての業務において前年度を上回る申込件数を示しているが、特に、少年保護事件付添援助、難民認定法律援助、外国人に対する法律援助及び高齢者・障害者・ホームレスに対する法律援助において件数の伸びが著しい。

支援センターが業務を行うことにより、広く全国に同一のサービスを提供するという日弁連委託援助業務の目的は着実に成果を上げて来ている。

(2) 中国残留孤児援護基金委託援助業務

年度計画内容

財団法人中国残留孤児援護基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が、戸籍に関する手続を行う場合に、弁護士による法的援助を提供する。

平成21年度は5件の援助申込があり、そのすべてについて、援助開始を決定した。

5件の内訳は、失踪宣告取消の審判申立が2件、就籍申立許可の審判申立が2件、戦時死亡宣告取消の審判申立が1件となっている。

5 予算、収支計画及び資金計画

別紙1から3のとおりである。

なお、支援センターにおける平成21年度の契約の状況については、別紙4のとおりである。

6 短期借入金の限度額

年度計画内容

短期借入金の限度額は、33億円とし、短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。

該当なし。

7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

年度計画内容

重要な財産の処分に関する計画の見込みはない。

該当なし。

8 剰余金の使途

年度計画内容

剰余金は、情報提供に関する業務の充実、新制度周知徹底活動の充実及び職員研修の充実等に充てる。

該当なし。

9 その他法務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

年度計画内容

平成21年度における被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、支援センター本部、地方事務所その他の事務所の施設・設備を整備する。

支援センター本部、地方事務所、支部、出張所及び地域事務所の所在地は、【資料1】のとおりである。

被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に伴う業務量の増大を踏まえつつ、それに対応できる事務所の施設・設備を整備した。

(2) 人事に関する計画

年度計画内容

民事法律扶助事件及び国選弁護士確保業務対象事件の各増加に加えて、平成21年度における裁判員制度の開始及び被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大を踏まえ、これに的確に対応するため、組織的、効率的な業務体制の確立に必要な常勤弁護士につき所要数の確保を図る。

併せて、支援センター本部、地方事務所及びその下部組織について、計画的に人的体制を整備する。

ア 常勤弁護士の確保状況等

民事法律扶助業務、国選弁護関連業務、司法過疎対策業務等を遂行していく上で、常勤弁護士の確保は重要な課題である。

平成21年度には、新たに49名の常勤弁護士を確保し、合計200名の常勤弁護士を全国に配置した。

今後も引き続き、上記Ⅴ 1 (1)ウ「常勤弁護士の確保」において述べたような活動を積極的に行い、必要な常勤弁護士の確保に努めていく。

イ 職員の確保状況等

平成18年4月10日の設立以降、同年10月2日の業務開始に向けて順次職員の採用を行い、設立当初に予定していた人的体制により業務開始を迎えた。その後も、司法過疎地域における地域事務所開設その他の業務拡大に伴い、計画的に職員の採用を行って、人的体制の整備を図った。特に平成20年度においては、同21年5月以降の被疑者国選弁護対象範囲の拡大に伴い業務量が大幅に増大することが見込まれたことから、これに適切に対応するために各地方事務所ごとに職員増員の必要性の可否を検討し、その結果を踏まえて職員の採用計画を立案の上採用事務を行った。また、組織としてより質の高い法的サービスを提供すべく、管理監督者研修や各種業務研修を実施して、人材の育成に努めた。

職員の給与体系については、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程を策定し、業務開始当初から、適正な人件費管理に努めている。また、独立行政法人通則法第63条（総合法律支援法第48条において準用）において、職員の給与は「その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない」と規定されていること及び行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）に沿って、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた人事評価システムを策定し、平成18年12月、その評価結果を昇給及び勤勉手当（賞与）に反映させる仕組みを導入した。

平成21年度においては、同人事評価システムに基づく人事評価を行い、

その結果を勤勉手当及び昇給に反映させたほか、1級ないし5級在職者を対象とした昇格試験及び事務局長クラスを始めとした地方事務所相互間を含む広範な人事異動計画を策定し、組織の活性化を図った。

以上

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注1)
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	17,495	14,315	△ 3,180	(注2)
補助金等収入	514	244	△ 269	(注3)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403	(注4)
事業外収入	800	99	△ 701	(注5)
計	42,505	39,526	△ 2,979	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209	(注6)
物件費	2,128	2,296	168	(注7)
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999	(注8)
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168	(注2)
うち国選弁護士確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	(注6)
物件費	679	616	△ 63	
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
計	42,505	38,302	△ 4,203	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

受託収入及び受託経費の予算額と決算額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注3)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注4)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注6)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注7)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注8)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 決算報告書

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
収 入				
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注1)
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
補助金等収入	514	244	△ 269	(注2)
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403	(注3)
事業外収入	800	99	△ 701	(注4)
受託収入	1,699	1,687	△ 12	
計	26,709	26,897	188	
支 出				
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209	(注5)
物件費	2,128	2,296	168	(注6)
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999	(注7)
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
計	26,709	25,674	△ 1,035	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

補助金等収入の予算額と決算額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注3)

事業収入の予算額と決算額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

事業外収入の予算額と決算額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注5)

人件費の予算額と決算額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注6)

物件費の予算額と決算額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注7)

その他事業経費の予算額と決算額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注8)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 収支計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	42,505	38,302	△ 4,203	
経常費用	42,505	38,302	△ 4,203	
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999 (注1)	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209 (注2)	
物件費	2,128	2,296	168 (注3)	
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168 (注4)	
うち国選弁護士確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護士確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	
物件費	679	616	△ 63	
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
減価償却費	—	—	—	
財務費用	—	—	—	
臨時損失	—	—	—	
収益の部	42,505	39,526	△ 2,979	
前年度繰越金	0	1,574	1,574 (注5)	
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	17,495	14,315	△ 3,180 (注4)	
補助金等収入	514	244	△ 269 (注6)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403 (注7)	
事業外収入	800	99	△ 701 (注8)	
純利益	0	1,223	1,223 (注9)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	1,223	1,223	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注5)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注6)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注7)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

事業外収入の計画額と実績額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注9)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注10)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	26,709	25,674	△ 1,035	
経常費用	26,709	25,674	△ 1,035	
事業経費	16,961	17,979	1,018	
うち民事法律扶助事業経費	16,480	16,499	19	
その他事業経費	480	1,480	999 (注1)	
一般管理費(国選弁護士確保業務に係る経費を除く。)	8,049	6,009	△ 2,041	
うち人件費	5,921	3,713	△ 2,209 (注2)	
物件費	2,128	2,296	168 (注3)	
受託経費	1,699	1,687	△ 12	
うち日本弁護士連合会等委託支援事業経費	1,623	1,611	△ 12	
日本弁護士連合会等委託支援業務に係る一般管理費	76	76	0	
うち人件費	60	60	0	
物件費	15	15	0	
収益の部	26,709	26,897	188	
前年度繰越金	0	1,574	1,574 (注4)	
運営費交付金	12,903	12,903	0	
政府出資金	0	0	0	
受託収入	1,699	1,687	△ 12	
補助金等収入	514	244	△ 269 (注5)	
事業収入(民事法律扶助償還金収入を含む。)	10,793	10,390	△ 403 (注6)	
事業外収入	800	99	△ 701 (注7)	
純利益	0	△ 1,223	△ 1,223 (注8)	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	△ 1,223	△ 1,223	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

その他事業経費の計画額と実績額の差は、情報提供等システムの構築費用の支出が多かったことなどによる。

(注2)

人件費の計画額と実績額の差は、常勤弁護士の採用数が少なかったことなどによる。

(注3)

物件費の計画額と実績額の差は、事務所新設等のための設備費用の支出が多かったことなどによる。

(注4)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注5)

補助金等収入の計画額と実績額の差は、寄附金収入の実績額が少なかったことによる。

(注6)

事業収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注7)

事業外収入の計画額と実績額の差は、講演謝金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注8)

収益(収入)から費用(支出)を差し引いたものであり、資本金(351百万円)を含んでいる。また、(注10)記載の事情により損益計算書上の純利益(純損失)とは性質が異なる。

(注9)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

○国選弁護人確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
費用の部	15,796	12,628	△ 3,168	
受託経費	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
うち国選弁護人確保事業経費	12,267	10,248	△ 2,019	
国選弁護人確保業務に係る一般管理費	3,529	2,380	△ 1,149	
うち人件費	2,850	1,763	△ 1,087	
物件費	679	616	△ 63	
収益の部	9,083	9,083	0	
受託収入	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
純利益	0	0	0	
目的積立金取崩	—	—	—	
総利益	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託経費及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 資金計画

○法人単位

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	42,505	29,641	△ 12,864	
経常費用	42,505	29,641	△ 12,864	
業務活動による支出	42,505	29,641	△ 12,864	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	42,505	39,526	△ 2,979	
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注2)
業務活動による収入	42,505	37,952	△ 4,553	
運営費交付金による収入	12,903	12,903	0	
受託収入	17,495	14,315	△ 3,180	(注1)
その他の収入	12,107	10,734	△ 1,373	(注3)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

業務活動による支出及び受託収入の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護人確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護人確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注3)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注4)

国選弁護人確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護人確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 資金計画

○一般勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	26,709	25,674	△ 1,035	
経常費用	26,709	25,674	△ 1,035	
業務活動による支出	26,709	25,674	△ 1,035	
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	26,709	26,897	188	
前年度繰越金	0	1,574	1,574	(注1)
業務活動による収入	26,709	25,324	△ 1,385	
運営費交付金による収入	12,903	12,903	0	
受託収入	1,699	1,687	△ 12	
その他の収入	12,107	10,734	△ 1,373	(注2)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
政府出資金による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

前年度繰越金の内訳は、運営費交付金の繰越分1,223百万円及び政府出資金351百万円である。

(注2)

その他の収入の計画額と実績額の差は、民事法律扶助償還金収入の実績額が少なかったことなどによる。

(注3)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21事業年度 資金計画

○国選弁護士確保業務勘定

(単位:百万円)

区 分	計画額 (A)	実績額 (B)	差 額 (B)-(A)	備 考
資金支出	15,796	12,628	△ 3,168	
経常費用	15,796	12,628	△ 3,168	
業務活動による支出	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
投資活動による支出	0	0	0	
財務活動による支出	0	0	0	
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	
資金収入	15,796	12,628	△ 3,168	
業務活動による収入	15,796	12,628	△ 3,168	
受託収入	15,796	12,628	△ 3,168	(注1)
投資活動による収入	0	0	0	
財務活動による収入	0	0	0	
前期中期目標の期間よりの繰越	0	0	0	

※各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1)

受託収入及び受託経費の計画額と実績額の差は、実績件数が予算において想定された件数を下回ったことにより国選弁護士確保事業経費の支出実績が少なかったこと、及び常勤弁護士の採用数が少なかったことにより国選弁護士確保業務に係る一般管理費の支出実績が少なかったことなどによる。

(注2)

国選弁護士確保業務勘定と一般勘定との間の経費配分が、損益計算書上の経費配分と異なるのは、国選弁護士確保業務に関する国からの予算措置(委託費)の考え方(財務諸表の区分経理の考え方とは異なる。)を基礎として計上された予算額に対応する金額を決算額として計上していることによる。

平成21年度日本司法支援センター契約状況表

第1表

総 表

	件数		金額(円)	
	件	%		%
競争性のある契約	41	21.9	407,178,844	32.0
うち一般競争入札	36	19.3	388,576,752	30.6
うち企画競争	5	2.7	18,602,092	1.5
競争性のない随意契約	146	78.1	863,502,628	68.0
事務所・宿舍の賃貸借契約	112	59.9	262,280,128	20.6
会計監査人契約	1	0.5	36,750,000	2.9
官報公告契約	1	0.5	3,594,888	0.3
他との互換性がない契約	31	16.6	558,987,612	44.0
その他の契約	1	0.5	1,890,000	0.1
合計	187	100.0	1,270,681,472	100.0

一般競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
1	社会保険手続等委託契約	H21.4.1	3,061,800	入札	3,123,750	98.0%	東京都新宿区西新宿7-2-6 社会保険労務士 関東社会保険労務事務所	
2	カラー印刷機の保守付リース	H21.5.1	11,655,063	入札	11,736,963	99.3%	東京都千代田区神田神保町2-4 ステラグループ株式会社	
3	青森地方事務所空調設備工事	H21.5.21	5,040,000	入札	5,064,004	99.5%	青森県青森市新町2-5-1 株式会社 角弘	
4	デジタルカラー複合機8台保守付リース一式	H21.5.29	13,078,800	入札	17,060,400	76.6%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
5	平成21年度戸籍附票及び住民票の写しの取得代行業務	H21.6.1	15,876,000	入札	34,020,000	46.7%	東京都豊島区要町1-9-1 オリファサービズ債権回収株式会社	
6	複写式接見簿の印刷・発送業務委託一式	H21.6.5	13,045,983	入札	16,905,000	77.2%	東京都板橋区東坂下2-5-1 ナカバヤシ株式会社東京本社	
7	ファイルサーバー購入、構築作業及び保守業務	H21.6.9	2,929,500	入札	3,153,570	92.9%	東京都江東区豊洲5-6-15 東芝情報機器株式会社	
8	平成21年度定期広報誌印刷・発送業務一式	H21.6.24	8,708,700	入札	11,367,155	76.6%	熊本市八幡10-2-181 敷島印刷株式会社	
9	平成21年度日本司法支援センター職員採用事務業務委託一式	H21.6.24	2,835,000	入札	4,592,474	61.7%	東京都港区港南1-8-15 ソフトプレーン・ヒューマン株式会社	
10	日本司法支援センター本部事務所における秘書派遣委託契約	H21.7.1	1,898,880	入札	3,042,900	62.4%	大阪府大阪市中央区南船場3-1-8 ヒューマンステージ株式会社	

第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
11	事務所用パソコン端末等購入	H21.7.7	2,497,950	入札	4,108,650	60.8%	東京都江東区豊洲5-6-15 東芝情報機器株式会社	
12	デジタルカラー複合機及びレーザープリンタのリース等一式	H21.7.29	8,019,900	入札	10,233,360	78.3%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
13	法テラス広報用リーフレット印刷発送	H21.8.25	1,659,000	入札	3,189,186	52.0%	東京都千代田区一ツ橋1-1-1 敷島印刷株式会社	
14	スタッフ弁護士事務所用PC端末及びモバイルPC端末等のリース一式	H21.8.31	6,161,400	入札	13,433,640	45.9%	東京都江東区豊洲5-6-15 東芝情報機器(株)	
15	日本司法支援センターホームページ運用支援業務委託	H21.10.5	7,245,000	入札	19,383,000	37.4%	東京都墨田区江東橋1-12-8 富士ソフトサービスビューロ株式会社	
16	JR東日本首都圏ドアガラスステッカー広告業務委託	H21.10.14	4,284,000	入札	5,773,162	74.2%	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	
17	一般乗用旅客自動車(ハイヤー)供給契約	H21.10.20	11,450,160	入札	11,450,160	100.0%	東京都中央区新川2-21-13 株式会社白樺自動車	
18	弁護士賠償責任保険契約一式	H21.10.27	1,551,160	入札	2,077,620	74.7%	東京都新宿区西新宿1-26-1 株式会社損害保険ジャパン	
19	デジタルカラー複合機5台保守付リース一式	H21.11.11	6,898,500	入札	10,073,700	68.5%	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社	
20	スタッフ弁護士事務所用PC端末及びモバイルPC端末等のリース一式	H21.11.16	21,563,640	入札	43,700,517	49.3%	東京都港区浜松町2-4-1 東京センチュリーリース株式会社	

第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
21	法テラス千葉法律事務所什器備品	H21.11.20	3,349,500	入札	3,507,823	95.5%	東京都港区虎ノ門3-15-5 株式会社サンポー	
22	法テラス八戸地域事務所什器備品	H21.11.30	2,571,450	入札	2,708,643	94.9%	青森県八戸市卸センター2-4-12 株式会社金入	
23	日本司法支援センター地域事務所業務用書籍購入契約	H21.12.18	2,041,443	入札	2,041,443	100.0%	東京都千代田区神田神保町1-1 株式会社三省堂書店	
24	日本司法支援センター宮城地方事務所における派遣委託契約一式	H21.12.25	1,049,332	入札	1,736,595	60.4%	宮城県仙台市青葉区一番町4-1-25 株式会社ベルシステム24東北支店	
25	償還金猶予等の発送業務委託契約	H21.12.25	8,610,000	入札	9,209,172	93.5%	東京都台東区根岸2-14-18 株式会社第一東京印刷所東京支部	
26	架電による入金案内業務委託契約一式	H22.1.20	677,250	入札	1,632,750	41.5%	東京都新宿区西新宿7-22-33 株式会社JPSS	
27	日本司法支援センターの認知状況等調査(電話調査方式)業務委託契約	H22.2.4	1,732,500	入札	2,415,000	71.7%	東京都渋谷区代々木2-6-5 株式会社もしもしホットライン	
28	メール誤送信防止システム等の供給及び構築作業、並びに保守業務委託契約	H22.2.9	9,660,000	入札	10,036,530	96.3%	東京都中央区晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	
29	法テラスシンクライアントシステム等の供給及び構築作業並びに保守業務委託契約	H22.2.17	67,200,000	入札	118,997,115	56.5%	東京都港区港南2-18-1 株式会社日立システムアンドサービス	
30	日本司法支援センター情報提供業務システム等の供給及び構築作業並びに保守業務委託契約	H22.2.25	101,198,905	入札	219,544,712	46.1%	東京都文京区後楽1-7-27 後楽鹿島ビル株式会社富士通ビジネスシステム	

第2表の1

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	相手方住所氏名	備考
31	産業医業務委託契約	H22.3.1	3,276,000	入札	3,276,000	100.0%	東京都新宿区西新宿3-9-3 株式会社メディカルトラスト	
32	平成22年度日本司法支援センター職員採用試験事務業務委託契約	H22.3.3	3,360,000	入札	3,805,200	88.3%	東京都港区芝浦1-2-1 株式会社シンカ	
33	法テラス広報グッズ作成業務	H22.3.3	3,990,000	入札	4,166,400	95.8%	東京都中央区銀座3-4-12 株式会社文祥堂	
34	日本司法支援センター刊行物改訂及び印刷・発送業務	H22.3.4	4,998,000	入札	6,741,000	74.1%	横浜市金沢区鳥浜町16-2 株式会社ポートサイド印刷	
35	平成22年3月期消費税確定申告書作成並びに運営費交付金の使途特定の事前作業及び検証作業業務	H22.3.10	1,874,250	入札	2,835,000	66.1%	東京都千代田区霞が関3-2-5 新日本アーンストアンドヤング税理士法人	
36	自動体外式除細動器(AED)の供給一式	H22.3.26	23,527,686	入札	25,090,800	93.8%	東京都港区元麻布1-6-6 総合警備保障株式会社	

企画競争による契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	平成21年度日本司法支援センター職員採用試験における試験問題作成及び採点業務委託一式	H21.7.16	3,018,750	企画競争	3,018,750	100.0%	本件は、法テラスの職員採用に当たり、筆記試験（一般教養試験問題及び小論文試験問題）の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽2-15-1 株式会社ディスコ	
2	平成21年度日本司法支援センター職員昇格試験の試験問題作成及び採点業務委託一式	H21.9.24	1,257,585	企画競争	1,257,585	100.0%	本件は、法テラスの職員の昇格試験の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第17条第1号	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8 株式会社日本経営協会総合研究所	
3	「法テラス白書」作成業務委託	H21.11.11	2,415,000	企画競争	2,415,000	100.0%	本件は、法テラス白書の作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を行い最適な企画を提出した者を特定したものである。	会計規程第17条第1号	東京都台東区根岸2-14-18 株式会社第一印刷所	
4	日本司法支援センター広報用DVD制作業務委託契約	H22.1.22	5,996,737	企画競争	5,996,737	100.0%	本件は、法テラス広報用DVDの作成業務を委託するものであるが、同業務の手法には様々な方法があるため、当方で細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を行い最適な企画を提出した者を特定したものである。	会計規程第17条第1号	東京都中央区銀座7-16-12 株式会社朝日広告社	

第2表の2

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
5	平成22年度日本司法支援センター職員採用試験問題作成及び採点業務委託契約	H22.3.19	5,914,020	企画競争	5,914,020	100.0%	本件は、法テラスの職員採用に当たり、筆記試験(一般教養試験問題及び小論文試験問題)の問題作成及び採点業務を委託するものであるが、試験問題の内容、その実施方法及び採点処理には様々なものがあるため、当センターで細部まで仕様を定めた上で価格による競争を図るよりも広くアイデアを募った方が得策との考えから、企画案を募集の上、審査を実施し、最適の企画を選定した。この選定された企画を実現できるのは、当該企画を提出した本契約の相手方以外に存在しないことから、その者を契約の相手方とした。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-9-2汐留住友ビル24階 株式会社日本能率協会 マネジメントセンター	

随意契約一覧表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
1	北九州法律事務所貸借契約	H21.8.10	1,695,750	随意	1,695,750	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
2	法テラス奈良事務所貸借契約	H21.9.1	7,466,760	随意	7,466,760	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	大阪市中央区難波2-2-3近鉄ビルサービス株式会社	
3	法テラス可児事務所貸借契約	H21.9.19	2,835,000	随意	2,835,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
4	中村地域事務所(高知)貸借契約	H21.10.28	2,580,000	随意	2,580,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	個人情報につき非公表	
5	秋田地方事務所貸借契約	H21.10.29	2,346,036	随意	2,346,036	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	秋田県秋田市中通3-1-41株式会社北都銀行	
6	千葉地方事務所法律事務所貸借契約	H21.10.30	3,294,012	随意	3,294,012	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区丸の内1-6-6日本生命保険相互会社	
7	香川法律事務所貸借契約(借増し部分)	H21.11.2	8,246,184	随意	8,246,184	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	岡山市北区本町6-36丸田産業株式会社	
8	広島法律事務所貸借契約の契約変更(平成21年12月1日から増額変更)	H21.11.17	32,899,080	随意	32,899,080	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	大阪市西区江戸堀1-3-20株式会社ワキタ	
9	秩父地域事務所貸借契約(借増し部分)	H21.11.30	1,224,000	随意	1,224,000	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	東京都豊島区東池袋1-45-11メゾン金子602号株式会社三東興業	
10	鹿児島地方事務所建物貸借契約	H22.1.12	6,877,824	随意	6,877,824	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、既存物件の借増しすることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-2-8株式会社プロパティマネージメント	
11	魚津地域事務所貸借契約	H22.2.25	7,491,992	随意	7,491,992	100.0%	当センターの業務を行うに当たり、当物件を借り上げることが必要であったため。	会計規程第17条第1号	富山県魚津市上村木1-20-30魚津商工会議所	
12	栃木地方事務所借上宿舍	H21.4.1	2,925,000	随意	2,925,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	宇都宮市峰2丁目28番8号株式会社三向地所	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
13	福岡地方事務所借上宿舎	H21.5.1	2,244,000	随意	2,244,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
14	佐世保地域事務所借上宿舎	H21.6.27	2,388,000	随意	2,388,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない	
15	本部借上宿舎	H21.8.25	1,393,200	随意	1,393,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
16	兵庫地方事務所借上宿舎	H21.8.31	1,056,570	随意	1,056,570	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
17	千葉地方事務所借上宿舎	H21.8.31	1,200,480	随意	1,200,480	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
18	東京地方事務所借上宿舎	H21.8.31	1,770,000	随意	1,770,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
19	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.1	1,080,000	随意	1,080,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
20	函館地方事務所借上宿舎	H21.9.4	1,464,000	随意	1,464,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
21	静岡地方事務所借上宿舎	H21.9.4	2,214,000	随意	2,214,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市吉田町22-12 有限会社せりざわ企画	
22	千葉地方事務所借上宿舎	H21.9.7	1,121,800	随意	1,121,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
23	千葉地方事務所借上宿舎	H21.9.7	2,088,000	随意	2,088,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
24	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.8	1,071,600	随意	1,071,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
25	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.8	1,086,000	随意	1,086,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
26	福岡地方事務所借上宿舎	H21.9.15	1,116,000	随意	1,116,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡県福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	
27	山口地方事務所借上宿舎	H21.9.16	1,586,700	随意	1,586,700	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
28	千葉地方事務所借上宿舎	H21.9.17	1,376,400	随意	1,376,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
29	岐阜地方事務所借上宿舎	H21.9.17	2,780,700	随意	2,780,700	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
30	静岡地方事務所借上宿舎	H21.9.18	2,400,150	随意	2,400,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県磐田市中泉2443-2 有限会社神谷マネージメントプランナー	
31	本部借上宿舎	H21.9.24	1,587,600	随意	1,587,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
32	旭川地方事務所借上宿舎	H21.10.25	2,280,000	随意	2,280,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
33	法テラス本部借上宿舎	H21.11.20	1,491,600	随意	1,491,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
34	高知地方事務所(須崎地域事務所)借上宿舎賃貸借契約	H21.12.17	1,659,200	随意	1,659,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
35	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.19	1,557,000	随意	1,557,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
36	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.19	1,800,000	随意	1,800,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
37	山形地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.19	2,181,900	随意	2,181,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	山形県山形市鉄砲町1-3-59 有限会社荒井縫製工場	
38	釧路地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	1,977,500	随意	1,977,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
39	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	2,167,650	随意	2,167,650	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
40	滋賀地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	2,905,000	随意	2,905,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	滋賀県草津市笠山3-2-24 株式会社カキノキ住宅	
41	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	3,075,225	随意	3,075,225	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	青森県八戸市城下4-21-15 株式会社ホンダ四輪販売八戸	
42	青森地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.20	3,075,225	随意	3,075,225	100.0%	会計規程第17条第1号	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
43	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.21	1,547,520	随意	1,547,520	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
44	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.21	2,109,900	随意	2,109,900	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福島県郡山市麓山1-4-3 株式会社ハマヤマ	
45	千葉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	1,448,400	随意	1,448,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
46	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	1,465,320	随意	1,465,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
47	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	1,895,250	随意	1,895,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
48	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.22	2,464,050	随意	2,464,050	100.0%	会計規程第17条第1号	会計規程第17条第1号	岩手県盛岡市みたけ5-15-12 有限会社大弘産業	
49	熊本地方事務所借上宿舎	H21.12.23	1,029,400	随意	1,029,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
50	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,224,960	随意	1,224,960	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
51	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,302,720	随意	1,302,720	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
52	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,461,600	随意	1,461,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
53	東京地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	1,764,480	随意	—	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
54	沖縄地方事務所借上宿舎	H21.12.24	1,965,500	随意	1,965,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
55	岩手地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.24	2,252,000	随意	2,252,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	岩手県盛岡市みたけ5-15-12 有限会社大弘産業	
56	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.25	1,365,600	随意	1,365,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
57	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.25	2,244,000	随意	2,244,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
58	愛媛地方事務所借上宿舎	H21.12.25	2,412,000	随意	2,412,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	愛媛県今治市東門町5-2-5 有限会社アイエム	
59	香川地方事務所借上宿舎	H21.12.25	2,879,750	随意	2,879,750	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	横浜市保土ヶ谷区境木本町15番地1 有限会社清裕事務所	
60	和歌山地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.25	3,198,150	随意	3,198,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	和歌山市土佐町2-16-1 有限会社平成の智	
61	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	1,298,400	随意	1,298,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
62	熊本地方事務所借上宿舎	H21.12.26	1,398,000	随意	1,398,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	熊本県菊池郡菊陽町大字原水1157-3 有限会社菊陽不動産	
63	新潟地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	1,562,800	随意	1,562,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
64	埼玉地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	1,811,040	随意	1,811,040	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
65	鳥取地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	2,037,000	随意	—	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	鳥取県鳥取市富安1-166 有限会社アルファ	
66	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.26	2,131,800	随意	2,131,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
67	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.27	1,770,100	随意	1,770,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
68	福島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.27	1,949,770	随意	1,949,770	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1 大東建物管理株式会社	
69	福岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.28	1,623,000	随意	1,623,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
70	高知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.28	1,743,000	随意	1,743,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
71	長崎地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.28	1,803,000	随意	1,803,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	長崎県平戸市浦の町748-1 合資会社井芹地所	
72	秋田地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.29	3,397,450	随意	3,397,450	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	埼玉県草加市金明町389-1 リベレステ株式会社	
73	岐阜地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H21.12.30	2,115,600	随意	2,115,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
74	島根地方事務所(浜田地域事務所)借上宿舍賃借契約	H22.1.1	2,524,500	随意	2,524,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
75	鹿児島地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.4	1,563,000	随意	1,563,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
76	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	1,224,960	随意	1,224,960	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
77	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	1,302,720	随意	1,302,720	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
78	青森地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	1,963,500	随意	1,963,500	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
79	香川地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.5	2,544,150	随意	2,544,150	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
80	長野地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.9	2,646,120	随意	2,646,120	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	長野県松本市清水2-9-20 飯田木材工業株式会社	
81	大阪地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.15	1,256,590	随意	1,256,590	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
82	東京地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.22	1,491,600	随意	1,491,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
83	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.27	1,203,120	随意	1,203,120	100.0%	会計規程第17条第1号	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
84	静岡地方事務所下田地域事務所借上宿舍賃借契約	H22.1.27	1,204,800	随意	1,204,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
85	埼玉地方事務所借上宿舍賃借契約	H22.2.5	1,788,000	随意	1,788,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
86	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.2.12	1,688,400	随意	1,688,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85 独立行政法人都市再生機構西日本支社	
87	沖縄地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.1	1,580,000	随意	1,580,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
88	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.12	1,479,600	随意	1,479,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
89	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.14	2,901,000	随意	2,901,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県浜名郡新居町中之郷106-1 (有)小笠原不動産	
90	三河借上宿舎賃貸借契約	H22.3.15	1,561,800	随意	1,561,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
91	千葉借上宿舎賃貸借契約	H22.3.15	1,783,120	随意	1,783,120	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
92	島根借上宿舎賃貸借契約	H22.3.23	1,464,300	随意	1,464,300	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	個人につき公表しない。	
93	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.24	1,608,100	随意	1,608,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
94	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.24	1,914,000	随意	1,914,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
95	愛知地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.25	1,648,800	随意	1,648,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
96	北九州借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,027,000	随意	1,027,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区長浜2-2-4 独立行政法人都市再生機構九州支社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
97	兵庫借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,078,080	随意	1,078,080	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
98	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,429,200	随意	1,429,200	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
99	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,465,320	随意	1,465,320	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
100	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,616,400	随意	1,616,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
101	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,665,600	随意	1,665,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
102	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,665,600	随意	1,665,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
103	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,738,800	随意	1,738,800	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
104	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	1,809,600	随意	1,809,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
105	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.26	2,042,300	随意	2,042,300	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
106	本部借上宿舎賃貸借契約	H22.3.29	1,749,600	随意	1,749,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	
107	千葉借上宿舎賃貸借契約	H22.3.29	2,010,000	随意	2,010,000	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1 独立行政法人都市再生機構	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
108	静岡地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.29	2,395,250	随意	2,395,250	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	静岡県沼津市共栄町7-2株式会社イソーハウジング	
109	奈良地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.30	1,676,400	随意	1,676,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
110	旭川地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.3.31	1,663,100	随意	1,663,100	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区港南2-16-1大東建物管理株式会社	
111	広島地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.12.12	3,660,600	随意	3,660,600	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	広島市西区三滝本町2-6-12土井ハウジング株式会社	
112	大阪地方事務所借上宿舎賃貸借契約	H22.12.22	1,496,400	随意	1,496,400	100.0%	勤務地、交通の便等の条件に合致する物件が契約物件以外に存在しないため。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-5-1独立行政法人都市再生機構	
113	会計監査人との監査契約	H21.9.1	36,750,000	随意	36,960,000	99.4%	法務大臣から選任された会計監査人との契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区内幸町2-2-2 あずさ監査法人	
114	日本司法支援センター平成20年事業年度財務諸表官報公告	H21.12.1	3,594,888	随意	3,594,888	100.0%	官報の公告掲載取次店及び価格が国立印刷局によって定められており、競争性を有しないため。	会計規程第17条第1号	東京都千代田区神田錦町1-2東京官書普及株式会社	
115	日本司法支援センター本部事務所改修工事(B工事)一式	H21.4.1	35,700,000	随意	36,120,000	98.8%	入居する建物の躯体部分及び建物全体の設備関係の維持管理上の必要性があることから、建物管理指定の業者に発注せざるを得ないことから随意契約を締結することとした。	会計規程第17条第1号	東京都新宿区西新宿6-8-1大成建設株式会社	
116	法テラス阪神法律事務所設備工事一式	H21.8.21	2,205,000	随意	2,517,397	87.6%	入居するビル内の躯体にかかる改修工事を行う場合は、ビル管理会社の指定業者で施工せざるを得なく、指定業者である同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	大阪市中央区釣鐘町2-4-7西松建設株式会社関西支店	
117	法テラス奈良電気設備等工事	H21.9.4	1,869,000	随意	2,013,904	92.8%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	大阪市中央区難波2-2-3近鉄ビルサービス株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
118	浜田地域事務所改修工事一式	H21.10.21	1,039,500	随意	1,042,555	99.7%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	島根県江津市敬川町825番地1 有限会社太江建設	
119	法テラス可児地域事務所建築設備工事	H21.10.28	3,650,000	随意	3,654,000	99.9%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	岐阜市美江町1-27 第一住宅相互株式会社	
120	法テラス和歌山法律事務所事務所改修工事	H21.11.18	3,700,000	随意	4,257,765	86.9%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	和歌山市西浜921番地 上起建設株式会社	
121	法テラス滋賀法律事務所内装工事及び建築設備工事	H21.11.21	3,696,000	随意	3,916,500	94.4%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 星光ビル管理株式会社	
122	八戸地域事務所 間仕切り工事	H21.11.24	1,464,540	随意	1,464,540	100.0%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	青森市第二間屋町3-3-34 株式会社金入青森支店	
123	法テラス魚津地域事務所建築・設備工事	H21.12.1	3,150,000	随意	3,150,000	100.0%	ビルの新築に伴い、専有部分内の同工事を行うには、新築ビル建設共同企業体による施工とせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	建設共同企業体 代表者 魚津市大光寺町2511番地 千田建設株式会社	
124	法テラス秩父地域事務所改修工事	H21.12.21	2,960,000	随意	3,207,804	92.3%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	埼玉県秩父市番場町11-1 株式会社トーワホーム	
125	法テラス平戸地域事務所建築設備工事一式	H22.11.26	2,932,307	随意	3,051,098	96.1%	ビル内の改修を行うに当たり、ビル管理指定業者による施工をせざるを得なかったため。	会計規程第17条第1号	長野県平戸市築地町479-1 株式会社中野ハウジング	
126	コールトラッキングシステムの保守業務委託一式	H21.4.1	5,740,875	随意	5,740,875	100.0%	法テラス業務システムを開発した同社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
127	情報提供等システムに係るアプリケーション保守業務契約	H21.4.1	48,277,152	随意	48,277,152	100.0%	法テラス業務システムを開発した同社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
128	情報提供等システムの開発に関する請負契約	H21.4.21	60,963,840	随意	60,963,840	100.0%	法テラス業務システムを開発した同社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
129	財務会計システムバージョンアップ業務委託	H21.8.25	9,414,720	随意	9,686,250	97.2%	財務会計システムを開発した会社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
130	「情報提供等システムに係るアプリケーション保守業務委託契約」の変更増契約	H21.9.25	9,081,072	随意	9,081,072	100.0%	原契約に係る変更契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
131	情報提供等システム民事法律扶助に係るデータの更新作業委託(生保一律免除登録作業委託)一式	H22.1.25	2,910,600	随意	2,910,600	100.0%	法テラス業務システムを開発した会社以外の者を相手方となし得ないため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
132	財務会計システムマスタ作成支援作業	H22.2.2	3,610,438	随意	3,663,187	98.6%	当センターが使用する財務会計システム「GLOVIA」内の、多岐にわたりかつそれらが有機的に関連する項目に係るマスタ作成業務であるため、同システムの開発・導入業者と契約締結したものである。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティーセンター 富士通株式会社	
133	次期コールセンター用IP-PBXの調達及び構築等	H22.2.16	196,961,100	随意	228,925,152	86.0%	コールセンターのサービスレベルを確保するという観点から、固定電話又は携帯電話レベルの通話品質を実現でき、また、通話録音や転送件数集計等の機能を実現できるIP接続方式による既存IP-PBXへの接続は、既存IP-PBXと同一メーカーの製品によらざるを得ないことから、既存IP-PBXの導入業者と契約締結したものである。	会計規程第17条第1号	東京都文京区後楽1-7-2 7 後楽鹿島ビル株式会社 富士通ビジネスシステム	
134	平成21・22年度IT監査対応民事業務システム・平成21年度人事給与システムの改修に係る作業委託一式	H22.2.19	24,844,680	随意	24,844,680	100.0%	契約の相手方は、本システムの開発業者であり、本件業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区東新橋1-5-2 富士通株式会社	
135	システム導入支援(メール誤送信防止システム等一式)業務委託契約	H22.3.8	1,291,500	随意	1,291,500	100.0%	契約の相手方は、本システムの運用保守をしている業者であり、本件業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区晴海1-8-1 2 住商情報システム株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
136	IP-PBXシステム・情報提供業務システム・シンククライアントシステム一式の導入に伴うインターネットデータセンター受入作業、ネットワーク設計・構成変更作業、プロジェクト工程管理作業、IP-PBXシステム・情報提供業務システム・シンククライアントシステム・被害者国選システム一式導入支援業務各委託契約	H22.3.23	12,490,800	随意	12,490,800	100.0%	契約の相手方は、インターネットデータセンターの管理者であり、かつ、当センターシステムの運用保守をしている業者であることから、本件業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都中央区 晴海1-8-12 住商情報システム株式会社	
137	平成22年度コールトラッキングシステムの保守業務委託契約	H22.3.31	5,740,875	随意	5,740,875	100.0%	契約の相手方は、コールトラッキングシステムの開発業者であり、同システムのノウハウを有している業者は契約の相手方しかいないことから、本件保守業務を安全・確実に遂行可能な者は、契約の相手方のみであるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
138	(法テラス大阪) 阪神甲子園球場看板広告掲出	H21.6.1	3,675,000	随意	3,675,000	100.0%	契約の相手方は、阪神甲子園球場に掲出する全ての看板広告を一括販売しており、看板広告を掲載できるのは、契約の相手方以外に存在しなかったため。	会計規程第17条第1号	大阪市福島区 海老江1-1-31 株式会社 阪神コンテンツリンク	
139	(法テラス神奈川) 神奈川県広報誌「県のたより」広告掲載	H21.8.17	2,940,000	随意	2,940,000	100.0%	「県のたより」に掲載する広告については、契約の相手方が唯一の取扱業者となっており、同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	神奈川県横浜市神奈川区 茶町5-1 横浜クリエイションスクエア 4・5F 株式会社相鉄エージェンシー	
140	(法テラス福岡) 西日本新聞「法テラス福岡・北九州開所3周年記念特集」公告委託	H21.9.8	1,680,000	随意	1,680,000	100.0%	「西日本新聞」に掲載する広告については、契約の相手方が唯一の取扱業者となっており、同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	福岡市中央区 天神1-4-1 株式会社西新広福岡	
141	岐阜バスのラッピング広告業務委託	H21.10.19	2,260,000	随意	2,457,000	92.0%	岐阜バスを利用したラッピング広告バスによる広報業務を委託できる相手方は、契約の相手方が唯一の取扱業者となっており、同社と契約するほかないため。	会計規程第17条第1号	岐阜市九重町 4丁目20番地 岐阜乗合自動車株式会社	

第3表

NO.	件名又は品目	契約年月日	契約金額(円)	契約方式	予定価格(円)	落札率(%)	随意契約理由	随意契約理由条項	相手方住所氏名	備考
142	判例検索ソフト「新・判例秘書」貸借契約	H21.4.1	20,556,900	随意	20,556,900	100.0%	性質(本製品は契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売していないため、同社の提供する価格以外では、貸借を受けることは不可能であるため。)	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
143	判例検索ソフト新判例秘書DVD貸借契約	H21.12.18	1,382,325	随意	1,382,325	100.0%	性質(本製品は契約の相手方が製造したものであり、同社のほか系列企業しか販売していないため、同社の提供する価格以外では、貸借を受けることは不可能であるため。)	会計規程第17条第1号	東京都港区南青山2-6-18 株式会社エル・アイ・シー	
144	日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約	H21.11.26	51,420,314	随意	51,420,314	100.0%	原契約に係る変更契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
145	日本司法支援センター情報提供業務等におけるコールセンター運営業務に関する委託契約の変更契約	H22.3.31	31,379,074	随意	31,379,074	100.0%	原契約に係る変更契約であるため。	会計規程第17条第1号	東京都港区赤坂1-11-44赤坂インターシティ アクセンチュア株式会社	
146	新型インフルエンザ対策マスク調達	H21.5.25	1,890,000	随意	1,890,000	100.0%	新型インフルエンザ対策として緊急に調達する必要があり、競争入札を行う時間がなかったため。	会計規程第17条第2号	東京都千代田区三番町20-2 デジタルコミュニケーション株式会社	

「平成21年度日本司法支援センター契約状況表」附属説明書

1 契約件数及び金額の状況

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）におけるすべての契約のうち、いわゆる少額随契（※注）が可能な金額を超える契約の件数と金額については、第1表「総表」記載のとおりであり、その概要は以下のとおりである。

「競争性のある契約」については、件数が41件で上記記載要件を満たす契約全体の約22%、金額が約4億718万円で全体の約32%であり、平成20年度に比べ、件数及び金額において全体に占める比率が低くなっている。

一方、「競争性のない随意契約」については、件数が146件で全体の約78%、金額が約8億6350万円で全体の約68%と、平成20年度に比べ、件数及び金額における比率がいずれも高くなっている。

随意契約の件数の比率が高くなっている要因としては、主に、常勤弁護士・職員の採用・配置に伴う事務所の増床による賃貸借契約件数の増加や職員宿舍借上げ数の増加による賃貸借契約件数が112件と多数に上り、全体（187件）の約60%を占めていることによる。

こうした土地・建物の賃貸借契約については、国及び独立行政法人における随意契約の見直しにおいても、「その場所でないと行政目的が達し得ない等との理由から供給者が特定されるもの（税務署庁舎等の土地建物借料）」であり、競争的でない随意契約によることがやむを得ないと認められるものとして位置付けられている。この点、①支援センターの事務所についても、支援センターが国民に身近な司法の実現を目指して民事法律扶助業務、情報提供業務等を行う法人であることから、その目的を達成するためには、市民に利用しやすい環境にあり、かつ地域の業務量に見合う体制を整えるために相当な面積を確保する必要があること等から、自ずと物件は特定され、また、②職員宿舍の選定についても、職員の職務の能率的な遂行を確保するために当該事務所からの通勤の便等を考慮するとともに、貸与対象職員の等級に応じて専有面積に制限を設けていることや、敷金・礼金のないUR都市機構が管理する物件又はこれに準じる条件の物件の中から候補物件を選定することとしていること等から、自ずと物件は特定され、随意契約によることがやむを得ないものである。なお、これら事務所や職員宿舍は、物件によって賃料が異なることから、契約に当たっては、①事務所の賃貸借については、複数の物件を選定し、その中から利用者の利便性、面積、賃料等を総合的に勘案し、また、②職員宿舍の賃貸借については、面積、賃料等を総合的に勘案

するとともに、上記のとおり敷金や礼金の負担が生じない物件を極力選定している。

上記事務所・宿舍の賃貸借契約以外では、会計監査人契約及び官報公告契約がそれぞれ1件で全体の約1%を占めており、これらの契約については、その性質上競争契約に馴染まず、随意契約とならざるを得なかったものである。

なお、平成20年度における随意契約の金額の比率と比較して、平成21年度における随意契約の金額の比率が高くなっているのは、平成20年度において、高額な入札等（コールセンターの運営等の業務委託（9億4290万円）及び広報業務委託（3億2591万円））が行われたことによるものであり、当該要因を除けば昨年同様である。

注）いわゆる少額随契が可能な金額については、国におけるそれと同じである。

2 上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」に関する個別説明

上記1掲記の諸類型以外の「競争性のない随意契約」、すなわち、第1表「総表」の「競争性のない随意契約」中の「他との互換性がない契約」については、その件数が31件で全体の約17%、金額にして約5億5899万円で全体の約44%、「その他の契約」については、件数が1件、金額にして189万円となっている。これらの契約案件について、随意契約とした各理由は下記のとおりである。

(1) 第3表「随意契約一覧表」No.115～125の「改修工事」等

これらは、事務室の改修等の工事契約であり、建物及び設備の維持管理上の必要性から契約の相手方となるべき者が当該事務所の賃貸人から指定されているものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(2) 同表No.126～137の「システムの開発、保守及びデータの更新作業業務委託」

これらは、支援センターの業務システムを開発した会社以外の者を相手方となしえないため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(3) 同表No.138～141の「広告掲載業務委託」

これらは、新聞や県の広報誌等への支援センターの広告掲載を委託するものである。これらの広告掲載業務については、契約の相手方以外の者が取り扱うことができないものであるため、随意契約とならざるを得なかったものである。

(4) 同表No.142～143の「判例検索ソフト賃貸借」

これらは、支援センターの法律事務所に勤務する常勤弁護士が使用する判例検索ソフト「判例秘書」の賃貸借契約である。支援センターでは、同ソフトに搭載されている判例件数はもとより、判例から判例タイムズ等の主要法律文献（10文献）にリンクできるなどその使い勝手の良さや常勤弁護士が他の支援

センターの法律事務所に異動することを考慮して、支援センターの全国の法律事務所に統一的に本ソフトを導入しているところ、本ソフトは製造元のほか同社の系列企業しか販売しておらず、同社の提供する価格以外で賃借を受けることはできないものであり、その結果、販売店間での競争もできないことから、随意契約とならざるを得なかったものである。

(5) 同表No. 144～145の「コールセンター運營業務に関する委託費の増額」

本件委託契約については、平成20年度において随意契約から競争契約（総合評価）に移行したものであるが、平成21年度において、年間想定受付件数の増加に伴い、委託費用が増加するとして増額変更を行ったものであり、随意契約とならざるを得なかったものである。

(6) 同表No.146の「新型インフルエンザ対策のためのマスク購入」

これは、マスクの注文が殺到しており、必要数を入手できないおそれがあった状況下において、確実に必要数を確保するため、緊急性があるとして随意契約とならざるを得なかったものである。

3 契約に係る情報（予定価格及び落札率）の公表について

支援センターでは、契約事務取扱細則（平成18年細則第2号）第25条の規定に基づき、いわゆる少額随契を除く随意契約については、契約の目的、金額、日付、相手方等契約の内容及び随意契約によることとした理由を公表してきたところ、平成21年度分について、公表事項として、上記に加え予定価格及び落札率を追加することとし、平成22年6月18日にホームページに公表した。

なお、その際、随意契約に加え、競争入札分についても同様に公表し、平成22年度分からは、毎月公表することとした。

4 一般競争入札における1者応札の改善について

平成20年度において、一般競争入札33件中1者応札は9件であったものの、平成21年度においては36件中8件と、1者応札の件数及び一般競争入札に占める割合は減少している。

平成21年度における改善のための具体的方策として、1者応札となった原因が、当センターにおいて一般競争入札により各種の調達を実施していることの周知不足にあると考えられることから、ホームページ等を活用して公告することに加え、入札への参加が予想される業者に対して、積極的に入札情報のPRを行うなど、参入可能であることの周知を図ることにより、新規業者の開拓を進めている。

また、入札参加者の拡大を図るため、ホームページに掲示する入札に係る情報

として、公告文に加え、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札者等の各種様式も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できるような措置を講じている。

なお、現在、1者応札となった契約を精査し応募者を増やすための改善方策について検討しており、当センターのホームページにおいて当該方策を公表する予定である。

5 契約に関する規程類（複数年契約に関する規定）の整備について

平成21年度において複数年契約を行っているもののほとんどが、パソコン・複写機等についての5年のリース契約及び保守契約であるものの、それ以外に長期契約による経費の平準化のため、複数年契約を行っていることから、複数年契約の適正な運用が図られるよう、複数年契約を締結する場合の要件等について検討しているところであり、現在、会計規程の改正を行うべく作業中である。

6 契約の第三者委託（再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置）について
仕様書及び契約書において、再委託の把握及び一括再委託禁止の事項又は条項が規定されるよう、ひな形を変更した。（※）

※ 再委託の把握及び一括再委託禁止の事項又は条項の規定例

仕様書

第〇 留意事項

○ 再委託

受託者は、原則として業務の全部又は一部を他の者に委託してはならない。受託者において委託が必要であると判断した場合は、その可否について日本司法支援センターの判断を求めなければならない。

契約書

（委任又は下請負）

第〇条 乙は、この契約の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、甲に対し、この契約の一部を、乙の責任において第三者に再委託できるものとする。ただし、乙は、甲に対し、再委託の相手方の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額等を報告し、甲の承諾を得なければならない。

7 契約事務に係る執行体制について

支援センターにおける契約事務は、地方事務所等（97か所）で取り扱う予定

価格が50万円以下の契約案件を除き、総務部財務会計課ですべての案件を処理していたが、平成21年度において、地方事務所等で取り扱うことができる契約の範囲の一部（広報）を、予定価格100万円以下と拡大し、事務量の軽減を図った。

財務会計課の組織体制は課長以下8名で構成され、同課においては、この体制で契約事務のほか、財務管理、資産管理、支払事務及び外部監査対応等、支援センターの会計に関するすべての業務を行っていたが、平成22年度において、財務課と会計課に分割し、財務課において契約事務を所掌することとした。